問題提起のあったその他の案件についての検討・対応状況(31案件)

1 動植物・食品関係

- (1) 紡績用洗い上げ獣毛輸入時のくん蒸について
- (2) 残留農薬に係る命令検査の見直し
- (3) うなぎ蒲焼輸入に係る命令検査の見直し
- (4) 家畜輸入規制における農林水産省と厚生 労働省の統一的対応の確保
- (5) でん粉にかかる抱合せ制度の改善
- (6) 家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物(穀物のわら及び飼料用の乾草)に係る海外生産設備検査の基準の明確化
- (7) 検疫有害動植物に係る日本の非検疫有害動植物リスト化方策について

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

- (1) 化粧品の表示に関する規制の見直しについて
- (2) 化粧品の成分表示規制の緩和について

3 工業関係等

- (1) 電気用品安全法の改正に伴い新設された 検査記録保存義務の軽減
- (2) 乳幼児用肌着に含まれるホルムアルデヒドに関する規制の緩和

4 運輸・交通関係

(1) 背高コンテナの運搬許可申請に係る添付書類の簡素化

5 建設関係

- (1) 構造用集成材のJAS規格格付申請にかかる輸出国の試験データの受け入れ
- (2) 外国製木製防火戸の輸入促進

6 情報・通信関係

(1) 輸入コンピューター用無線機に係る技術 基準適合認定検査等の簡素化

7 輸入手続関係

- (1) 輸入品返品による関税・消費税の払戻し手 続の簡素化
- (2) コーヒーメーカー用ジャグの関税分類の目 1.
- (3) 関税法等改正に係る法施行の事前周知について
- (4) のりの輸入割当申請手続きの簡素・合理化
- (5) 自動車用カーペットの輸入関税率の適正化
- (6) 税関の執務時間の延長
- (7) 水産物輸入割当の一部撤廃及び輸入割当に係る申請手続の簡素・合理化
- (8) インターネットによる輸入貨物の情報提
- (9) O E M 供給品の輸入時の申請に係る提出 書類に関する告示及び様式の定型化
- (10) 港湾荷役の24 時間体制の推進
- (11) チップに関する輸入申告の弾力的運用
- (12) 医療用具輸入に際しての必要書類提出の 簡素化・迅速化について
- (13) 簡易申告制度における輸入者の限定条件 の解除
- (14) 簡易申告制度の改善
- (15) JETRASによる輸入申告手続の導入

8 その他

(1) グルタルアルデヒドの変異原性試験方法の国際的整合化

	直物・食品関係		
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	紡績用洗い	1.指定検疫物(動物、その死体又は	1 .洗い上げ兎毛の輸送中に新たな汚染
	上げ獣毛輸	骨肉卵皮毛類等で農林水産大臣が指	の可能性がない場合には、ヨーロッパ各
	入時のくん	定するもの)を輸入する場合は、輸	国政府機関の検査結果をそのまま受け
	蒸について	出国政府機関により発行された家畜	入れ、くん蒸を行わないよう必要な措置
		伝染病の病原体をひろげるおそれが	を講ずることについて
	[名古屋商	ない旨の検査証明書が添付され、か	
	工会議所]	つ、輸入検査 (家畜伝染病の病原体	(1)兎毛を含む獣毛類の輸入検査につ
		をひろげるおそれの有無についての	いては、家畜伝染病予防法に基づき、
		検査)によりその安全性が確認され	家畜の伝染性疾病の病原体をひろげ
		ることが求められており(家畜伝染	る恐れがないことを確かめ、または信
		病予防法第 37 条、第 40 条等)当	ずる旨の輸出国政府機関の証明書に
		該輸入検査の結果、当該物資が家畜	係る違反の有無と現物との照合、確認
		伝染病の病原体に汚染し又は汚染し	及び家畜伝染病予防法で定められて
		ているおそれがある等の場合には、	いる家畜伝染病と届出伝染病(以下
		当該物資を焼却、消毒等することが	「監視伝染病」と総称する。) の病原
		求められている。(同法第46条)	体をひろげる恐れの有無について検
		この指定検疫物としては、家畜伝	査を行っており、ヨーロッパ各国政府
		染病予防法施行規則第 45 条により、	機関が発行する検査証明書及びその
		偶蹄類の動物、馬、鶏、犬及び兎等	証明内容を受け入れているところで
		並びにその皮及び毛等が指定されて	ある。
		いる。	(2)さらに、獣毛類については、検査
		また、消毒の方法については、毛	の結果、監視伝染病の発生している等
		等の場合、ホルマリン水による消毒	家畜衛生上の問題のある地域で生産、
		が規定されているところ。(同施行規	※ 選出工工の同歴のの 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		則別表第1)	加工、梱包及び輸送等の際に監視伝染
		X3/X3-6CX3 1)	病の病原体に汚染された恐れがある
		2 . 上記輸入検査及び当該検査に基づ	場合、我が国への監視伝染病の侵入防
		く消毒の具体的運用として、名古屋	止を図るため、消毒を実施しているも
		港及び名古屋空港を所管する動物検	のであり、家畜防疫上これらの消毒を
		疫所においては、以下の取り扱いが	廃止することは出来ない。
		なされている。	
		洗い上げ羊毛 (Scoured Wool)や	いては、輸出検査証明書及び輸入者等
		洗い上げ山羊毛(Scoured Goat	から提出される説明書等から、加工工
		Hair)を輸入する場合は、汚れたも	程において監視伝染病の病原体が殺
		のであっても、また、輸出国に関係	住にのいて監視仏朱柄の柄原体が寂 滅されることが確認できる場合は、く
		なく、殆どくん蒸は不要との扱いが	
		なく、ったくの無は不安との扱いがなされる。	
		ー方、洗い上げ兎毛(Scoured	(4)本事例に係る加工処理について
		Rabbit Hair) 洗い上げカシミヤ整	は、輸入申請時に提示された内容だけ
			では病原体の殺滅効果が充分に担保
		毛(Scoured & Dehaired Cashmere	されず、消毒を実施したところであ
		Hair)、洗い上げキャメル整毛	る。今後は輸入者等と緊密に連絡をと
		(Scoured & Dehaired Camel	り、加工工程等必要な情報も入手し、
		Hair)等を輸入する場合、例えばド	消毒の実施の有無について迅速な処
		イツの OIE (Office International	理に努めて参りたい。
		des Epizooties)基準に適合している	
		旨の公的証明書(Official Veterinary	2 .輸入検査における具体的基準を明示
		Certificate)が添付されている等、	し、くん蒸が必要となる場合には、その
		日本と同等の検査基準・レベルを有	理由を明示するとともに、輸入業者等が

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		すると思われる、イギリス、ドイツ、	今後どのようにすれば、くん蒸不要の物
		フランス、スイス等先進ヨーロッパ	資として輸入することができるかを明
		各国政府機関の衛生証明を受けてい	確かつ丁寧に説示することについて
		るものであっても、全てホルマリン	
		水によるくん蒸が求められる状況。	(1)消毒等の実施についての具体的基
			準としては、昭和 56年7月29日付け
		3.洗い上げ兎毛等についても、くん	「輸入畜産物消毒基準について」(動
		蒸不要とするよう、名古屋港及び名	物検疫所長通知)により明示されてい
		古屋空港を所管する動物検疫所の担	る。今後とも、くん蒸の実施に当って
		当官に対し、その要求どおり、洗い	は、輸入者等と一層緊密な連絡を取る
		上げ工程及び使用洗剤等の資料を提	こととし、明確、且つ、適切な対応に
		出し、洗い上げ羊毛等と比べその清	努めて参りたい。
		潔度に遜色はない旨の説明を行った	(2)なお、消毒方法については家畜伝
		が、依然として洗い上げ兎毛等につ	染病予防法の消毒基準に準じて実施
		いては、くん蒸を行わないと輸入で	しており、獣毛類の消毒にはフォルマ
		きない状況。	リンガスくん蒸が適当とされており、
		また、上記説明の際、当該動物検	現在これに取って代わる適切なる消
		疫所のある担当官からは、「(その担	毒方法については見当たらない状況
		当官が)在職する限り、過去に輸入	である。
		実績のない獣毛は再くん蒸なしでは	
		輸入許可は絶対しない。」と極言され	3 .当該物資の輸入検査及びくん蒸に係
		ているところ。	る費用は、輸入数量に関係なく定額の設
			定となっているが、数量により要する費
		4.しかし、上記ヨーロッパ各国から	用は異なるはずであるから、商品見本等
		の洗い上げ兎毛等は、その製造過	少量の輸入に係る費用については、小額
		程において、幾度も高熱乾燥処理され、完全に無意味能した。これに	の価格設定としてほしいことについて
		れ、完全に無菌状態となっており、	(ハth) th 本になっま田について
		また、その衛生状態についても、	(1)輸入検査に係る費用について
		日本と同等の検査基準・レベルを有 すると思われるヨーロッパ各国政府	動物検疫の検査に係る費用は、要
		9 るとぶわれるコーロッパ台国政府 機関の衛生証明を受けているもので	求していない。
		あり、更に ホルマリン処理された	(2)消毒に係る費用について
		のり、更に ホルマック処理ごれた 原料については、「有害物質を含有す	輸入検査の結果に基づき、家畜防
		る家庭用品の規制に関する法律(昭	疫官の指示に従い、物品の所有者が消毒を実施することもされる
		和 48 年第 112 号) に基づく政令に	が消毒を実施することとされて
		おいて、乳幼児肌着類等への使用が	いる。
		禁止されているなど、ホルマリンは	 (再対処方針)
		人体にとって有害な物質であり、本	(西対処力率) / 1. 獣毛類については、家畜伝染病予防
		来、その使用は極力控えるべきもの	・・
		であることから、上記3.のような動	ており同法施行規則第45条の規定に
		物検疫所の対応は、不合理なものと	- より、指定検疫物として牛、豚、馬、
		考える。	より、相定検疫物として中、豚、扇、 めん羊、山羊、兎等の獣毛類が規定さ
		-3/C 000	めが手、山手、鬼等の乱七類が規定で れている。
		 5.したがって、農林水産省は、洗い	10 (0 1 0 0
		上げ兎毛等について、 その輸送中	 2. これら獣毛類については、監視伝染
		に新たな汚染の可能性がない場合に	2. これらいて親にプロでは、監視伝来 病の発生のある地域から我が国に輸
		は、ヨーロッパ各国政府機関の検査	例の先生のある地域がられが国に輸 入される場合、その発生状況を考慮
		結果をそのまま受け入れ、くん蒸を	し、我が国への監視伝染病の病原体の
		行わないよう必要な措置を講ずるこ	侵入防止を図るため、昭和56年7月29
		と、また、輸入検査における具体	及八四年で回るため、旧和30十/月29
	1	」 こ、のに、 間八は耳にのこの共中	l

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		的基準を明示し、くん蒸が必要とな	日付け「輸入畜産物消毒基準につい
		る場合には、その理由を明示すると	て」(動物検疫所長通知。以下「消毒
		ともに、輸入業者等が今後どのよう	基準」という。)に基づき消毒を実施
		にすれば、くん蒸不要の物資として	している。
		輸入することができるかを明確かつ	
		丁寧に説示すること。	3. 本事例に係る加工処理については、
		更に、当該物資の輸入検査及び	輸入検査時に提示された内容だけで
		くん蒸に係る費用は、輸入数量に関	は病原体が十分不活化されているこ
		係なく定額の設定となっているが、	とが確認できず、消毒を実施したとこ
		数量により要する経費は異なるはず	ろであるが、これまでに提出された資
		であるから、商品見本等少量の輸入	料等をもとに専門家の意見も交え検
		に係る費用については、少額の価格	討したところ、兎毛の消毒対象として
		設定としてほしい。	いる病原体が不活化される効果が確
		/ 市辛日 /	認できたところである。
		│(再意見) │ 1 . 繰り返しとなるが、ヨーロッパ各	 4
		1 : 繰り返しこなるが、コーロッパ音 国から輸入する洗い上げ兎毛等は、消	4. このことから、今後、当該加工処理 されたことが輸出検査証明書等によ
		古がら調バッるがいエフ鬼で守は、沿 毒不要との扱いがなされている洗い	
		サイタとの扱いがなされている流い 上げ羊毛と同様の洗浄工程で製造さ	り確認できる兎毛については、消毒の 必要のないものとして取り扱うこと
		エガキモと同様のボガエ性 C表置さ れており、洗い上げ兎毛等を洗い上げ	必要のないものとして取り扱うこと とする。
		羊毛等と区別して取り扱い、消毒等を	C 9 80.
		必要とする合理的理由はない。	 5. また、今回兎毛以外ものについても
		既に、動物検疫所の担当官の指示ど	うじょう ここで
		おり、洗浄工程等病原体の殺滅に係る	及び輸入者からの説明書等により、加
		資料を提出し説明を行っており、農林	工工程において監視伝染病の病原体
		水産省は、直ちに洗い上げ兎毛等につ	が不活化されることが確認できる場
		いも消毒等を不要とする措置を採る	合は、くん蒸等の消毒の必要のないも
		べきである。	のとして取り扱っており、今後とも輸
		2 .農林水産省からの回答においては、	入者等と緊密な連絡をとり的確かつ
		今後の具体的スケジュール及び具体	迅速な処理に努めて参りたい。
		的対処内容が明らかでなく、現行処理	[農林水産省]
		と大差なく単に表現を変えただけと	-
		しか受け取れない。	(現在の検討状況)
		さらに、本事例において、農林水	再対処方針の具体的内容等ついて農林
		産省は、具体的にどのような点につ	水産省に最終確認中。
		いて、洗い上げ兎毛等の病原体殺滅	
		程度が洗い上げ羊毛等に比べ劣ると	
		みなし、消毒等を要求したのか、そ	
		の具体的理由も明らかでない。	
		したがって、農林水産省は、上記	
		具体的スケジュール、具体的対処内	
		容及び本事例について消毒を求めた	
		具体的理由を明らかにすべきであ	
		る。	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(2)	残留農薬に	中国からアスパラガスを輸入する際	中国産グリーンアスパラガス(加工品
	係る命令検	には、「食品衛生法第 15 条第 3 項に基	を除く。) については、平成10年に基
	査の見直し	づく検査命令の実施について (医薬局	準(0.1ppm)を越えるジクロルボスが
		食品保健部監視安全課長通知)により、	検出されたことから、平成 10 年 9 月 4
	東京商工	農薬ジクロルボスの残留濃度に関する	日以降、命令検査を課しておりますが、
	会議所]	命令検査を行うことが必要とされてい	本年度で検査命令を実施してから3年
		る。中国関係機関に照会したところ、	間となります。その間違反事例がないこ
		既にアスパラガスには上記農薬は使用	とから、本年度末に実施する検査命令品
		していないとのことである。	目の見直しで、除外が可能か検討するこ とと致します。
		厚生労働省は、諸外国の実情を把握 し、上記通知から当該品目を削除する	ここ致します。 また、中国産未成熟えんどう(加工品
		など必要な措置をとることにより、不	よた、中国産不成然えがこう(加工品 を除く)については、本年度においても、
		必要な命令検査については廃止するべ	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメト
		きである。	リンが検出されていることから、検査命
			令対象品目からの除外はできません。
			なお、検疫所において発見された違反
			事例については厚生労働省ホームペー
			ジ内に掲載しております。
			(参考)
			ジクロルボス:有機りん系殺虫剤。基
			準値を超えて摂取す
			ると、頭痛、食欲不振、
			悪心、めまいを起こす
			おそれがある。
			シペルメトリン:合成ピレスロイド系 殺虫剤で、1987 年に
			豆鋏ごれた。されめて
			ムを持つ。基準値を超し
			えて摂取すると、頭
			痛、悪心等を起こすお
			それがある。
			[厚生労働省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(3)	うなぎ蒲焼	うなぎの蒲焼を海外から輸入する際	食品衛生法第15条第3項に基づく
	輸入に係る	には所定の食品検査を受ける必要があ	検査命令による検査は、生産地の事情等
	命令検査の 見直し	り、この内容は工程の凍結直前の加熱	からみて違反のおそれのあるものが輸 ♪ される菩葉ははが喜く、今日等は Lの会
	兄且 U 	の有無により命令検査と自主検査に分 けられている。命令検査の場合には、	│ 入される蓋然性が高く、食品衛生上の危│ │ 害の発生を防止するために必要とされ│
	 [東京商工	「食品衛生法第 15 条第 3 項に基づく	舌の光王を防止するために必安とされ るものであり、検査業務の信頼性、公平
	会議所]	検査命令の実施について』(医薬局食品	世の確保等の理由により、厚生労働大臣
	∽ нэА// _	保健部監視安全課長通知)により、保	若しくは厚生労働大臣の指定する検査
		税上屋の搬入、数量等の確認作業後、	機関において実施するとされており、自
		厚生労働省へ命令検査申請書を提出し	主検査の結果についてはその受入を行
		て、検査実施許可を得た後に検査が実	っていない。
		施される。この間2~3日を要し、週末	また、現在のところ、中国産冷凍うな
		をはさんだ場合は 4~5 日を経過して	ぎの白焼き及び蒲焼きについては食品

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		ようやく 24 時間の検査実施となる。	衛生法違反が毎年認められることから、
		従来一元的に行われていたうなぎの蒲	検査命令対象品目から除外することは
		焼に関する自主検査は、現在行われて	できないが、輸出国における衛生対策等
		いる命令検査とその内容において違い	により、輸出国政府がその安全性を保障
		は無く、したがって自主検査でもその	することが可能な場合にあっては、協議
		有効性は十分である。徒に時間がかか	を行うことにより、施設等ごとに検査命
		る命令検査は廃止し、中国産鰻加工品	令による検査を免除する場合もある。
		を上記通知別表 1 から削除するべきで	(参考)
		ある。また、もしこれが不可能である	中国産冷凍うなぎの蒲焼きの最近の
		場合には、命令検査の必要性を証明し	違反事例
		てほしい。	成分規格不適合:大腸菌群の検出、
			100,000/g を越える
			生菌数
			[厚生労働省]
			(TH + 0 40 11 11 11 1
			(現在の検討状況)
(4)	中交払) +0	の川マッケルウクジャギョル 申	問題提起者は当面この対処方針で了解。
(4)	家畜輸入規	欧州での狂牛病多発を背景に、 農	1.農林水産省では、海外から輸入され
	制における	林水産省は、家畜伝染病予防法に基づ	る動物及び畜産物等を介して我が国
	農林水産省 と厚生労働	き 2001 年1月1日以降汚染地域から 船積される牛肉等の輸入を当分の間停	への家畜の伝染性疾病の侵入を防止
	と学生ガリー 省の統一的	加槓される千肉等の輸入をヨカの同庁 止した。一方、 厚生労働省は、食品	│ する観点から、動物検疫所において家 │ 「畜伝染病予防法に基づく輸入検疫を
	対応の確保	エひた。	軍仏朱柄「附法に奉う、輸入快役を 実施している。
	メリルいつフルビル	和主体に盛りさ2000年12月に加積さ	
	 「東京商工	許可とし、その後食品衛生法の改正を	Z・展示が産量としては、平成 12 平、 E U諸国等において牛海綿状脳症の
	会議所]	行ったところ。	発生が拡大していることから、我が国
	Δ H33///]	1] ったここう。 農林水産省と厚生労働省の対応が	への当該疾病の侵入防止に万全を期
		区々となり、また、食品衛生法の改正	すため、平成13年1月よりEU諸国
		に当たっては、同改正法が遡及適用さ	等から輸入される、牛肉、牛臓器及び
		れた結果、輸入業者及び海外事業者に	その加工品等並びに動物性加工蛋白
		多大の混乱と不利益が生じた。	(肉骨粉、肉粉、骨粉等)を、また、
		今後、類似の問題が発生した場合に	平成13年3月より同諸国等からのめ
		は、同一対象品目について、所管省庁	ん羊及び山羊の肉、臓器及びその加工
		間で調整を図り、省庁間で対応を区々	品等の輸入停止措置を講じたところ
		とすることがないようお願いしたい。	である。(なお、肉骨粉等の検疫措置
		また、法改正に当たっては、事業者等	については、我が国における牛海綿状
		│ に与える影響が大きいことから遡及適	脳症の発生を受けて、平成 13 年 10
		用をすることがないようお願いした	月に見直しを行ったところである。)
		ll.	3.これらの措置は、家畜伝染病予防法
			に基づく家畜防疫上の観点から農林
			水産省が講じた措置であり、厚生労働
			省が食品衛生法に基づき公衆衛生上
			の危害を防止するために講じた措置
			とは、完全に統一的な対応が確保でき
			るものではないが、輸入者等の混乱を
			できるだけ最小限にとどめるために、
			今後とも厚生労働省の連携を図って
			参りたい。
			[農林水産省]

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
<u>п</u>	ANT H	1-3463444€1 3 H	(()
			厚生労働省においては、EU諸国等に
			おける牛海綿状脳症の発生状況を勘案
			して、平成12年12月22日付けで同
			日以降、EU諸国等から牛肉等が輸入さ
			れることのないよう関係営業者の指導
			方、各検疫所長あてに通知し、さらに、
			平成13年2月15日に食品衛生法施
			行規則(省令)を改正し、伝染性海綿状
			┃脳症にかかり、又はその疑いがある獣畜┃
			由来の肉、臓器及び食肉製品の輸入を法
			的に禁止したものである。これにより、
			E U諸国等でとさつ、解体、分割又は細
			┃切された牛肉等については、伝染性海綿┃
			┃状脳症にかかった疑いがある牛が処理┃
			されたおそれがあるため、同法に基づき
			輸入を禁止する措置をとったところで
			ある。
			上記の一連の措置は、輸入食肉等の安
			全性を確保し、国民の健康を守る観点か
			ら、実施されたものであり、また、公衆
			衛生上の迅速な危害防止策が必要であ
			ったことから、経過措置を設ける性質の
			ものではないと認識している。
			また、2月15日に公布、施行された
			食品衛生法施行規則改正は、同日時点で
			輸入手続中の牛肉等を含め、同日以降に
			行われる伝染性海綿状脳症にかかった
			疑いのある牛肉等の輸入行為を法令上
			禁止したものであり、法令の遡及適用で
			はない。
			なお、公衆衛生上の観点から厚生労働
			省が食品衛生法に基づき実施する措置
			と、家畜防疫上の観点から農林水産省が
			家畜伝染病予防法に基づき実施する措
			置とは、完全に統一的な対応ができるも
			のではないが、できる限り事業者等への
			混乱を最小限にとどめるために、今後とした思えた。
			も関係省庁間で連携を図って参りたい。
			[厚生労働省]
			 (現在の検討状況)
			(現在の検討水流) 問題提起者は当面この対処方針で了解。
(5)	でん粉にか	 コーンスターチ用とうもろこしに対	コーンスターチ用とうもろこしと国
(3)	かる抱合せ	コーノスターデ用とうもうこしに対 する国産いも澱粉との抱き合わせ政策	コーノスターデ用とうもうとしと国 産いもでん粉の抱合せ制度は、ユーザー
	制度の改善	する国産いる概約との語さられて政策 によって、割高なコーンスターチの使	達いらくが初め起日と制度は、ユーリー 等に対し安価な輸入品の提供を確保す
	ではない以出	にようで、刮高なコーノスターテの使 用を余儀なくされているところ。	寺に対し女仙な輣八品の提供を確保す るとともに、でん粉需給の安定を図り、
	 東京商工	州を示儀なくされていることう。 しかし、当該制度は、輸入業者や消	るとこもに、てんが売品の女足を図り、 国産いもでん粉の需要確保とでん粉原
	[宋 宋 尚 工 会議所]	ひかり、ヨ該前及は、輸入業有や用 費者にとって非常に分かり難い制度と	国産いもくん初の需要確保とてん初原
<u></u>	太硪川	貝日にCノし非市にカルツ無い向反C	ヤイカロレ「℧土圧辰豕切別特女ルで凶るだ

	空	88 85 48 +2 -L- ch	こないとしょしょとなる
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		なっており、その法令上の根拠、枠組	めに設けられたものであり、国産いもで
		み、具体的運用方針についても不明	ん粉の引き取りを条件として、ユーザー
		確・不透明な状況。	に無税のコーンスターチ用とうもろこ
		したがって、農林水産省は、輸入業	しを割り当てているところである(な
		者等に対し、本制度に係る法令上の根	お、一定の関税(50%又は 12 円/kg の
		拠、具体的運用方針について、明示す	いずれか高い方)を支払えば、国産いも
		るとともに、具体的には、国産いも澱	でん粉を引き取る必要はなく、自由に輸
		粉との抱き合わせ制度について、現行	入を行うことができることとなってい
		のコーンスターチ用とうもろこしのみ	る。)。
		を対象とせず、餌用・工業用を含む輸	また、コーンスターチ用とうもろこし
		入とうもろこし、輸入澱粉全体で抱き	の関税割当は、「関税定率法」(第9条の
		合わせ義務を負うべきと考える。	2) 「関税暫定措置法」(第8条の6)
			及び「関税割当制度に関する政令」の規
			定に基づいて実施しており、抱き合わせ
			られる国産いもでん粉の購入基準等に
			ついては、「とうもろこし等の関税割当
			制度に関する省令」(第6条)の規定に
			基づいて定め、経済産業公報、JETRO 通
			商弘報、農林水産省ホームページ等によ
			り公表している。
			こうした制度の下、価格支持の費用負
			担をしているユーザーや消費者のこと
			も考慮しつつ、国産いもでん粉工場の整
			理・合理化等を通じて、国産いもでん粉
			の製造コストの低減に努めてきている
			ところであり、今後とも、国内のでん粉
			常給の動向を注視しつつ、制度の適切な
			運用に努めていくこととしている。
			なお、餌用(飼料用)・工業用(コー
			ングリッツ用、コーンフラワー用等)輸
			ファッケッパ、コーファファー用等 /
			八とうもうこしにういては、こんが用に 使用されないため、抱合せ制度の対象と
			することは適当ではないと考えている。
			[農林水産省]
			(日本の検討性に)
			(現在の検討状況)
(0)	ウタに 独定		問題提起者は当面この対処方針で了解。
(6)	家畜伝染病	中国は、これまでも穀物のわら及び	1 .穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒
	予防法に基づくお完整	飼料用の乾草(以下「飼料用わら等」	処理施設の検査基準の明確化
	づく指定検	という。)を日本に対し輸出していると	現在、農林水産大臣の指定する穀物
	疫物(穀物		のわら及び飼料用の乾草(以下「わら
	のわら及び	平成 12 年 3 月の口蹄疫発生を踏ま	及び乾草」という。)の消毒処理施設
	飼料用の乾	え、同年秋の臨時国会において家畜伝	に係る指定(検査)基準は、中国との
	草)に係る	染予防法 (昭和 26 年法律第 166 号)	間で取り決めた家畜衛生条件中に、そ
	海外生産設	が改正され、輸入検疫について農林水	の基本的構造を規定している。消毒施
	備検査の基	産大臣が指定検疫物の対象に指定でき	設は、各施設においてその立地条件及
	準の明確化	る物として飼料用わら等が追加され	び構造が様々であることから、指定に
		た。	あたっては、家畜衛生条件に規定され
	<u></u> 在日中華	これにより、新たに飼料用わら等に	ている指定(検査)基準をベースに、

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
<u> </u>	人民共和国	ついても、その輸入に当たっては、輸	わら及び乾草の的確な消毒処理の実
	大使館]	出国の政府機関が発行する検査証明書	施と、消毒後のわら及び乾草の適切な
		の添付が義務付けられることとなり、	再汚染防止状況が可能な施設である
		また、当該検査証明書の発行に当たっ	ことを確認のうえ、当該施設の指定の
		ては、当該飼料用わら等の生産設備が	可否について総合的に判断している。
		日本及び中国政府機関による検査に合	したがって、家畜衛生条件に規定され
		格していることが求められることとな	ている施設の指定(検査)基準を、よ
		った。	り明確にすることは困難である。
		平成 13 年2月及び3月に実施され	
		た日本側の検査において、複数の企業	2 . 再検査にかかる手続について
		が不合格となったが、日本側の検査に	現地調査の結果、最終的に指定され
		ついては、 当該検査基準が不明確・	なかった施設については、必要に応じ
		不透明なため、改善策を講ずることが	て不備事項を指摘し、当該不備事項に
		困難となっている、また、 検査制度	ついて改修等がなされた場合は、中国
		及び事務手続が不透明なため、再検査	政府より改修に係る関係書類の提出
		の要請がかなわない状況となってい	を求めるとともに、提出された関係書
		る。	┃ 類により改修されたと判断された場┃
		したがって、当該検査について、	合、再度現地調査を実施することを基
		当該検査に係る基準を明示し、改善方	本に確認を行っている。
		策を容易に取れるようにするととも	8月末に中国政府より各施設の改
		に、 再検査に係る手続について、明	修状況等に関する資料が提出された
		確化・迅速化を図り、直ちに検査官を	ところであり、現在、中国政府あてに
		中国に派遣し再検査を実施してほし	回答を準備しているところであり、
		ll.	近々のうちに回答を発出する予定で ***
			ある。
			また、あわせて現在、現地調査のたし
			めの出張の日程についても検討して いるところであり、今後、中国側と口
			いるところであり、今後、中国側と日 程調整の後に、できるだけ速やかに、
			現地調査のための家畜衛生専門家の
			「焼地調査のための家留樹生寺门家の 派遣を行っていきたい。
			派遣を打りているたい。 農林水産省]
			[展作外连目]
			 (現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(7)	検疫有害動		
(')	植物に係る	まん延した場合に有用な植物に損害	1.「検疫有害動植物について、植物防
	日本の非検	を与えるおそれがある有害動物又は	疫法施行規則第5条の2において非
	疫有害動植	有害植物であって、国内に存在す	検疫有害動植物 63 種類を限定的にリ
	物リスト方	ることが確認されていないもの、又	スト化し、それ以外の動植物はすべて
	策について	は、既に国内の一部に存在してお	│ 検疫の対象とする 」との N Z 側の指摘 │
		り、かつ、国により発生予察事業そ	は正確ではなく、我が国の植物検疫制
	[在日ニュ	の他防除に関し必要な措置がとられ	度では、有用な植物を害し、我が国の
	ージーラン	ているものとして農林水産省令で定	農業生産に影響を及ぼす有害動植物
	ド大使館]	めるものを「検疫有害動植物」とし	のみを輸入植物検疫の対象としてい
		ている。	るところであり、植物を加害しないも
	1	しかし、上記を受けた植物防疫法	のまでを輸入植物検疫の対象として
	1	施行規則第5条の2においては、当	いない。
	1	該検疫有害動植物のリストを掲上す	
	<u> </u>		2 .「現行の非検疫有害動植物をリスト

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 るのではなく、「次に掲げるもの以外 として提示する方法から検疫有害動 の有害動物又は有害植物とする」と 植物を提示する方式に改めるべきで して、検疫の対象とならない(安全 ある」とのNZ側の指摘については、 性が確認された) 非検疫有害動植物 NZとは輸入検疫制度に相違がある 63 種類を限定的にリスト化し、それ ことからリストの作り方についても 以外の動植物は全て検疫の対象とす 相違があると認識している。すなわ るという方策を取っているところ。 ち、NZは新たな農産物は元々輸入禁 2. 当該方策を取っていることについ 止されており、それについての輸入希 て、農林水産省は、 日本は有数の 望があった場合に当該国の当該植物 植物輸入国であり、仮に、検疫有害 動植物をリスト化しようとすると、 に付着する病害虫の P R A(危険度解 10万種以上の病害虫をリスト化しな 析)を行いそれが終了するまで輸入検 ければならず、かつ、未知の有害動 疫措置を決定しない(それまで輸入禁 植物をリスト化することは困難な反 止のまま)と承知している。この制度 面、未知の有害動植物についても、 の下では、PRAの終わった病害虫の 安全性が確認されない以上は我が国 うち危険な物を順次検疫有害動植物 への侵入を阻止する必要があるこ リストに追加する一方、PRAの終わ 検疫有害動植物をリスト化し っていない病害虫の輸入を認めない ているニュージーランドにおいて も、新たな種類の農産物の輸入希望 ことで検疫上の安全を確保している。 があった場合には、当該農産物に付 一方、我が国は、輸入禁止及び栽培地 着する有害動植物のPRA(危険度 検査対象の病害虫の付着するおそれ の解析)が終了するまでは、当該農 のある植物以外の植物類は、輸入検査 産物の輸入を認めないという措置を を受け検査に合格すれば(不合格とな 取っており、当該国の事情を踏まえ っても消毒すれば)すべて輸入が可能 た最善の有害動植物侵入防止策とい であるというきわめて透明性のある う観点から議論するべき問題であ 制度を採用している。 り、リストの策定方法のみを取り上 3.「検疫有害動植物リスト」を策定す げて議論することは適当ではないと るべきとのNZ側の指摘については、 している。 3.しかし、上記非検疫有害動植物を 我が国としては、国内農業に重大な影 リスト化するという方策の結果、検 響を及ぼす可能性のある未知の病害 疫動植物をリスト化した場合には検 虫を含む10万種以上ともいわれる有 疫対象とはされないはずの、 既に 害動植物の国内への侵入・定着を回避 広く日本に分布しており発生予察事 するためには、検疫有害動植物を非検 業等の措置もとられていない病害虫 疫有害動植物リストの挙げられてい FAO(国際連合食糧農業機 る有害動植物以外のものとして示す 関)の基準によれば検疫有害動植物 ことがより効果的であると考えてい に当たらない病害虫が、検疫の対象 ることから、この方式を採用している とされている状況。 具体的には、Asynonychus ものである。したがって本件について cervinus(Boheman). Tetranychus は、それぞれの国の事情を踏まえて最 urticae(Koch), Heliothripshaemorr も効果的な検疫有害動植物の侵入の hoidalis(Bouche), Tuckerellaflabelli 防止策をとるべきであり、リストの作 fera(Miller), Hemiberlesialataniae り方だけを取り上げて議論すること (Signoret), Tyrophagusputrescontia e(Schrank), Limothripscerealum (H は適当ではない。 aliday)の7種については、日本にお なお、国際基準は、リストの作り方 いても検疫の対象とすべきではない まで定めておらず、我が国の「検疫有 病害虫であるにもかかわらず、上記

害動植物リスト」の策定方法が国際的

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 リスト化の結果、検疫の対象とされ てしまっている。 の主張は誤りである。 また、当該非検疫有害動植物のリ スト化により検疫を行っているの は、主要農産物輸入国では、日本1 か国のみであり、日本は国際標準に 準拠していない状況となっており、 更に、本件問題は、ニュージーラン ドのみならず、他の対日農産物輸出 国においても同様の問題となってい 4. したがって、農林水産省は、検疫 有害動植物について、現在の非検疫 有害動植物をリスト化しそれ以外の 動植物を全て検疫の対象とする方策 を改め、国際標準に準拠し「検疫有 害動植物リスト」を策定することと するとともに、当該措置までの間に おいては、直ちに上記7種の病害虫 を検疫の対象としない措置を講ずる る。 必要がある。 (再対処方針) (再意見) 1.NZ再意見の1について 1.農林水産省からの回答1.で、農林 水産省は、「非検疫有害等植物として リスト化されている 63 種類以外の 動植物は全て植物検疫の対象とす たものと考えます。 る」とのニュージーランド側の指摘 は正確ではないとしています。ニュ ージーランドは、「植物を加害しない ものを輸入植物検疫の対象としてい ない」という、農林水産省の主張に は同意します。しかし私共が懸念す るのは、植物を加害する可能性はあ るものの、日本では検疫有害動植物

ではないものについてです。なぜな

ら、例えばそれらは既に日本で発生

しているものであり、FAO で定義さ

れている検疫有害動植物

(quarantine pest) ではないからで

す。従ってニュージーランドは、「有

用な植物を害し、日本の農業生産に 悪影響を及ぼす有害動植物のみが植

物検疫制度の対象となる」その有害

動植物をリスト化されるよう、再度

2.農林水産省からの回答2.では、「我

が国は、輸入禁止及び栽培地検査対

象の病害虫の付着するおそれのある

要請したいと思います。

に定められた方法に反するとのNZ

4.また、非検疫有害動植物の追加につ いては、今後とも、有害動植物の危険 度の評価を進め、我が国の国内農業生 産に影響を及ぼさない有害動植物に ついては、順次非検疫有害動 植物に 追加し、有害動植物の危険度に応じた 植物検疫を実施していくこととして おり、NZ側が検疫の対象としない措 置を講ずる必要があるとしている7 種の病害虫についても、現在、その取 扱いについて検討中である。現時点で 結論は得られていないが、7種の病害 虫の中には例えば我が国未発生の有 害動物が含まれている等我が国とし ては慎重な検討が必要との立場であ

- - (1) 我が国が植物類を加害しないも のを輸入検疫の対象としていない ことについて、NZの同意が得られ
 - (2) N Z の指摘される「有用な植物を 害し、日本の農業生産に悪影響を及 ぼす有害動植物のみが植物検疫制 度の対象となる。その有害動植物を リスト化するよう再度要請したい」 との点については、同じ主張を繰り 返されているものと理解されます。 また、この点に関する貴国からの同 じ趣旨の質問はNZの再意見2及 び再意見4でも表現を変えて繰り 返されています。我が国としては、 前回の我が国からの回答中2及び 3で説明したところですが、改め て、一括して本文の「2について」 及び「4について」で説明します。
- 2.NZの再意見2について
 - (1) NZの指摘される「我が国は、輸 入禁止及び栽培地検査対象の病害 虫の付着するおそれのある植物以 外の植物類は、輸入検疫を受け検査

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 植物以外の植物類は、輸入検査を受 に合格すれば(不合格となっても消 け検査に合格すれば(不合格となっ 毒すれば)すべて輸入が可能である ても消毒すれば)すべて輸入が可能 というきわめて透明性のある制度 であるという極めて透明性のある制 を採用しているとしているのはN 度を採用している」と主張されてい Zの提起した問題に対処していな ますが、私共の提起した問題に対処 い」との点については、次のとおり していません。私共が問題としてい 説明します。 るのは、日本のくん蒸・消毒の制度 我が国が非検疫有害動植物リス が科学的に正当でない政策に基づく トを指定している方式は、我が国の ものであり、そのため、既に日本に 存在する有害動植物が付着している 輸入検疫制度と農産物の輸入実態 場合でさえ、その輸入品がくん蒸さ に即した現実的な措置であり、NZ れる結果となっているという点で とは輸入検疫制度に相違があるこ とから、リストの作り方にも相違が 3.農林水産省からの回答3.では、私 あるものと認識しています。我が国 共の 2001 年 6 月 29 日付けの問題提 の場合、輸入禁止及び栽培地検査対 起書(2)で「最近 ICPM が『公的防除 象の病害虫の付着するおそれのあ (official control)』の国際基準定 る植物以外の植物類は、輸入検査を 義を採択したことから考えて、農林 受け、検疫有害動植物の付着が認め 水産省が日本の植物検疫政策を早急 に国際慣行に合致させることが可能 られなければ、合格(有害動植物の になると、私共は期待する」とした 付着により不合格の場合、消毒すれ 要請に対して、農林水産省は回答し ば合格)として輸入可能です。この ていません。私共は、昨年5月に国 輸入検査制度の下で、現在、世界か 際的に合意された「公的防除 ら多種多様、大量の植物類が輸入さ (official control)」の新定義を日 れております。一方、世界には 10 本が採用、導入されることを確認し 万種もの膨大な種類の病害虫が存 たいと思います。 在すると言われており、それに対し 4.農林水産省からの回答は、私共が て現在の輸入検査制度による実態 (2001年6月29日付けの問題提起書 (3)、2000年7月12日付けの問題提 を前提として、検疫有害動植物リス 起書(1)の日本の非検疫有害動植物 トを作成することは、現実には不可 リストについてで)提起した、1996 能です。仮りに少種類づつ順次、検 年植物防疫法第5条の2で定められ 疫有害動植物のリストを作成する ている「有害動植物」を指定する省 とするならば、その過程で、大多数 令を発令するという要件を、植物防 の未判定(検疫有害動植物リストに 疫法施行規則が満たしていないとい 指定されていない)の病害虫は検疫 う私共の懸念について答えていませ 対象とできず、大量の農産物の輸入 ん。農林水産省からの回答 1. で、農 の中で、我が国への病害虫の侵入及 林水産省が非検疫有害動植物リスト にある63種類以外の動植物には、害 びまん延、被害を防止するという植 を及ぼす動植物と害を及ぼさないも 物検疫の適正な実施を期すること のがあるとの認識を示しているの ができないことを意味します。この は、63種類の有害でない動植物のみ ため、そのような方式は、我が国に をリスト化している現行の日本の制 とっては現実性がなく、制度として 度が、「有害動植物」を指定するとい 採用できません。ただし、もし、N う法的要件を満たしていないことを Zのように農産物の輸入を禁止し 自ら証明することになります。従っ た上であれば、輸入要請があった段 て私共は、農林水産省が、植物防疫

階で初めて各国ごと、国別にその対

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
ᇤᄀ	NII H	法第5条の2で規定されている通	象病害虫を調査及び評価を実施し、
		り、「有害動植物」を指定するという	その結果に基づき輸入条件等を付
		日本の法律要件を導入されることを	した上で輸入検査を開始(解禁)す
		要望します。	ることができるため、検疫有害動植
		5.農林水産省の回答4.について、ニ	物リスト方式は有効といえます。し
		ュージーランドは1年以上前に	かし、現在、大量の農産物が輸入さ
		(2001年1月) 更に基本的な政策	れている日本の現状の下では、NZ
		変更に取り組む暫定的な措置として、7つの有害動植物の検疫ステー	のような方式をとることは、不可能
		C、 / Jの有害動植物の快投ステー タスの明確化を要請しました。残念	であり、従って、世界の病害虫の中
		ながら農林水産省からいまだ回答を	で、日本に発生し、かつ、発生予察
		頂いておりませんが、これらの有害	事業その他防除の対象とならない
		動植物について調査中であるとの報	病害虫の中からその重要度、被害程
		告を歓迎しております。日本に存在	度、防除状況、同定診断技術等を調
		しているのか、いないのかについて	査しつつ、国内農業生産上、問題と
		農林水産省から回答を下さいますよ	しなくてよいものから順次、非検疫
		うお願い致します。	有害動植物リストに追加する方式
			とすることが植物検疫の目的を損
			なわず、かつ、輸入実態に支障を来
			さない現実的な方法であるとして
			採用されているところです。
			(2) NZの指摘される「日本のくん
			蒸・消毒制度が科学的に正当でない
			政策に基づくものであり、そのため
			に既に日本に存在する有害動植物
			が付着している場合でさえ、その輸
			入品がくん蒸される結果となって
			いる」について、次のとおり説明し
			ます。
			我が国の輸入検疫におけるくん
			蒸・消毒について、対象となる病害
			虫は、上記で述べた「検疫有害動植
			物」です。これらは、我が国の農業
			生産上重大な被害を及ぼすもので
			あり、それらの検疫有害動植物の我
			が国への侵入・まん延の危険性を防
			止するために効果的な消毒を行う
			ことは、正当な科学的根拠に基づく
			ものであり、必要不可欠なもので
			す。我が国では、検疫有害動植物が
			付着したままの農産物を消毒も行
			わずにそのまま輸入を認めること
			はとうてい国民に受け入れられな
			いことを理解願いたい。
			3 . N Z の再意見 3 について
			NZの指摘する「昨年5月に国際的

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			に合意された公的防除の新定義を日
			本が採用導入されることを確認した
			い」との点については、次のとおり説
			明します。
			昨年4月にIPPC植物検疫措置
			に関する暫定委員会(ICPM)にお
			いて採択された「公的防除」の国際基
			準については、今後の我が国の植物検
			疫制度のあり方を考える場合の基盤
			の 1 つとなるべきものと考えていま
			す。一方、我が国は世界最大の農産物
			の輸入国であり、大量の農産物に付着
			して病害虫が侵入するリスクが非常
			に高いという状況を考慮する必要が
			あります。例えば、国内では発生予察
			事業対象の病害虫について、国を中心
			とした防除指導の下、懸命に防除努力
			をしています。これに対して、海外か
			ら輸入される農作物に付着する大量 の病害虫を防除対象としなければ、我
			が国の農業生産の場面の防除の努力
			が無駄になります。我が国における植
			物検疫制度及び公的防除のあり方に
			ついては、このような観点からも考慮
			する必要があると考えています。
			4.NZの再意見4について
			NZの指摘される「有害動植物を指
			定する省令を発令するという要件を、
			植物防疫法施行規則が満たしていな
			い」との点及び「農林水産省が非検疫
			有害動植物リストにある 63 種類以外
			の動植物には害を及ぼす動植物と害
			を及ぼさないものがあるとの認識を
			示しているのは、63 種類の有害でな
			い動植物のみをリスト化している現
			行の日本の制度が「有害動植物」を指
			定するという法的要件を満たしてい
			ない」との点については次のとおり説
			明します。 検索有害動植物は植物院療法第5
			検疫有害動植物は植物防疫法第5 条の2に基づき、植物防疫法施行規則
			第5条の2で、「次に掲げるもの以外
			の有害動物又は有害植物とする」とし
			て、有害動植物 63 種類の非検疫有害
			動植物が掲げられています。このよう
<u></u>]		劉恒彻が拘けられていまり。このよう

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			に、非検疫有害動植物を指定する方式
			となった理由は上記 2 で既に詳細に
			説明したとおりです。我が国の現行の
			検疫有害動植物に関する法及び省令
			による規定は、植物防疫法及び同法施
			行規則の改正(平成8年)に際しての
			法令制定上の諸審議及び手続き(国会
			審議、法制局審査、学識者の検討、公
			聴会等)を踏まえて定められたもので
			あり、我が国の法制上のことであり、
			法的要件を満たしていないとは考え
			ていません。
			5 . N Z の再意見 5 について
			N Z から指摘されている「 7 種の有
			害動植物の検疫ステータスの明確化
			の要請」については、現在、その取扱
			いについて検討中です。現時点で最終
			的な結論は得られていませんが、7種
			の病害虫の中には我が国未発生の有
			害動物が含まれている等慎重な検討
			が必要と考えています。検討結果につ
			いては、現時点では明示できる段階に
			ありませんが、検討が終了次第、従来
			と同様NZ大使館を経由してNZ植
			物検疫機関に回報したいと考えてい
			ます。
			[農林水産省]
			 (現在の検討状況)
			問題提起者において検討中。
			·

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

		き・1七社前関係	ᄄᄷᄱᄼᇆᅕᄔᅙᄔᄳᅩᄭ
<u>番号</u>	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	化粧品の表	化粧品の表示に関して薬事法第 61	薬事法第61条では、消費者保護の観
	示に関する	条では「化粧品は、その直接の容器又	点等から、消費者が必要な情報を入手し
	規制の見直	は直接の被包に、次の各号に掲げる事	┃ たり、必要に応じて製造業者等へ連絡し┃
	しについて	項が記載されていなければならない。」	│ たりするため、または類似の製品と混同 │
		とされている。現在取り扱っている輸	┃ することを防止するため、個々の製品の ┃
	[東京商工	入化粧石鹸は、3~4個が1つのパック	「直接の容器又は直接の被包」に「製造
	会議所]	に包装されている。メーカーは3個あ	業者氏名及び住所」「名称」「製造番号」
		るいは4個を1つの商品として認識し	「成分の名称」等の事項を記載しなけれ
		ており、約5年前、この表示をする際	ばならないと定めている。
		に薬事衛生事務所へ相談した際にも問	ここでいう「直接の容器又は直接の被
		題ない旨確認していた。ところが、こ	┃ 包」とは、化粧品が直に収められている┃
		の度、薬事衛生事務所から、薬事法で	容器(化粧品のびん、箱等)又は被包(化
		の直接の容器とは、セロハンではなく、	粧品の包み紙等)のことを指している
		中の箱であるという指摘を受け困惑し	が、今回指摘のように「小分けして販売
		ている。表示の修正をするには、商標	しない旨を明記することで外側のセロ
		使用に関する問題があり、また機械の	ハンを直接の被包とする」とした場合、
	1	導入や人件費の増などコスト面でも大	- ハフで直接の版色とする」とした場合、 - 外側のセロハンのみに法定表示がされ、
	1	変な負担となる。	小鼠のとロハンののに次足役がかられた 包装されている個別の化粧品のそれぞ
		文な気圧こなる。 諸外国での認識どおり、1 パックを 1	れには法定表示がされないこととなる。
		つの商品と考え、個別に小売しないよ	この表示方法では購入時には表示事
		うに促す文章を明記することで、外側	項を確認することができるものの、実際
		のセロファンを直接の容器として表示	の使用に際して化粧品をセロハンから 四カリーを終け、法宗表示表項が記載さ
		をすることを認めていただきたい。	取り出した後は、法定表示事項が記載さ
			│れたセロハンは破棄されることが想定 │ │ ☆ねぇぇぉ ※悪老のエニにはなくまニー
			されるため、消費者の手元には全く表示
			のない箱入り化粧品が残るのみである。
			したがって開封後、すぐに使用されな
			かった化粧品については、消費者は化粧
			┃ 品の適正使用のための情報等を得られ ┃
			┃ないことになり、結果として類似の製品┃
			と混同したり、場合によっては健康被害
			(アレルギー等の皮膚障害、脱毛等)を
			招いたりするおそれがある。
			したがって、消費者の安全確保のため
			に、個々の直接の被包ごとに表示がなさ
			れるべきであり、小分けして販売しない
			旨を明記したとしても外側のセロハン
			を直接の被包とみなすことはできない。
	1		[厚生労働省]
	1		(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(2)	化粧品の成	平成 13 年 4 月以降「化粧品規制緩和」	ホルマリンドナー型防腐剤は、皮膚感
(-)	分表示規制	により薬事法施行規則の一部改正に伴	
	の緩和につ	により架事/仏施り焼気の 品段正に作	と考えられるホルムアルデヒド(化粧品
	いるではこう	分も増え、今まで認められていなかっ	こうんられるがルムナルナビー(化粧品 配合禁止成分)を遊離するため、中央薬
	1	から	配台宗正成分丿を遮離するため、下大楽 事審議会で科学的根拠に基づいて審議
	 [東京商工	「た・↑,3‐システロール‐3,3‐ 「ジメチルヒダトイン」及び「N,N "	事番議会で科子的依拠に参うれて番議 された結果を踏まえ、消費者に対する情
	【米示问上	ファブルLタドイン」及び N,N	C1いに加木で貼みん、//月目に以りる

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	会議所]	- メチレンビス [N ' - (3 - ヒドロ	報提供として「ホルムアルデヒドに過敏
		キシメチル・2 ,5 - ジオキソ・4 -	な方および乳幼児のご使用はおさけく
		イミダゾリジニル) ウレア]」も配合制	ださい。」と注意表示を行うことを条件
		限があるものの防腐剤として輸入を認	に化粧品に配合できることとしたもの
		められた。しかし、それが配合されて	である。
		いる商品の販売にあたっては、購入時	今後、新たな科学的知見があれば、当
		及び使用時の注意表示として「ホルム	該表示規制の見直しの可否について、薬
		アルデヒドに過敏な方および乳幼児の	事・食品衛生審議会の意見も聴きつつ、
		ご使用はおさけください。」と記載する	慎重に検討してまいりたい。
		こととされた。	[厚生労働省]
		これを商品に記載することは、消費	
		者に商品の安全性に対し多大な不安を	(現在の検討状況)
		与え、販売者としての信用にも傷がつ	問題提起者は当面この対処方針で了解。
		きかねない。米国はじめ諸外国では、	
		この成分は注意事項の表記など無く長	
		年使用されつづけている。	
		したがって、この様な注意事項の記	
		載を規制から除いていただきたい。	

3 工業関係等

3 上第 番号	新国际等 案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	条件 <u>石</u> 電気用品安	回題症起内台 平成 13 年 4 月の電気用品取締法の	検査記録に関しては、電気用品安全法
(1)			
	全法の改正	改正(電気用品安全法の施行)に伴	第8条第1項において、輸入事業者は
	に伴い新設	い、これまでの「外国製造事業者」がな	「技術上の基準に適合するようにしな
	された検査	くなり、輸入事業者が外国製造事業者	ければならない」と規定されており、同
	記録保存義	に代わって「出荷検査の実施と出荷検	条第2項において、輸入事業者は「電気」
	務の軽減	査記録の保管」を行わなければならな	用品について検査を行い、その検査記録
		いこととなった(法第8条第2項)。	を作成し、これを保存しなければならな
	[東京商工	さらに、この「出荷検査」を輸入事	い。」と規定されている。
	会議所]	業者において行うのではなく、海外製	このうち、同条第2項に規定する輸入
		造工場で行う場合には、輸入事業者が	事業者の義務のうち、「検査を行い、そ
		海外製造工場から出荷検査記録を取り	の検査記録を作成」することに関して
		寄せ、保管しなければならないことと	は、他の事業者(海外製造事業者を含
		なっており、(同検査記録の保管はロッ	む。) に委託することは可能であるが、
		ト単位でも可とされているものの、)極	この場合であっても、同条第1項の規定
		めて煩雑な作業であり、簡素化を図っ	 により、輸入事業者は、当該検査記録を
		てほしい。	確認することにより、技術基準に適合し
		具体的には、当該検査記録について	た製品であることを確認する義務を有
		は、外国製造事業者のコンピューター	していることから、製品流通前のある時
		内にある電子的データを日本の輸入事	点で、検査記録は輸入事業者により手元
		業者のところで閲覧及び印刷すること	で確認されている必要がある。
		が可能となっていることから、当該検	一旦確認された検査記録は、市場流通
		査記録の電磁的方法による保存につい	後の製品に事故が発生した場合には、当
		昼記録の電磁的ガスによる休存にプリー て規定する「電気用品安全法施行規則」	後の袋品に事政が完全のた場合には、ヨ 省が直ちに危険及び障害の拡大の可能
		6 現在する 電気用品女主法施刊規則] 第 12 条について、「外国製造事業者で	首が且らに危険及び障害の拡入の可能
		保存されている検査記録を直ちに日本	かに確認できる状態となっていること
		の輸入事業者で表示できる場合には、	が必要であることから、通常輸入事業者
		輸入事業者において検査記録が保存さ	がその事務所で検査記録を保存する必
		れているものと見なす」旨の規定を追	要があり、仮に検査記録が電磁的方法に
		加する、あるいは、当該解釈を認める	よって保存されている場合にあっては
		など、外国製造事業者で保存されてい	輸入事業者の保有する電子計算機等を
		る検査記録を直ちに日本の輸入事業者	用いて検査記録を直ちに表示できるこ
		で表示できる場合には、輸入事業者に	とが確保できていれば足りる。
		おいて現に当該検査記録を保存しなく	[経済産業省]
		てもすむような措置を講じてほしい。	
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(2)	乳幼児用肌	有害物質を含有する家庭用品の規制	(1)について
	着に含まれ	に関する法律において、厚生労働大臣	日本においては乳幼児用繊維製品の
	るホルムア	は、保健衛生上の見地から、厚生労働	ホルムアルデヒドの含有量について、ア
	ルデヒドに	省令で、家庭用品を指定し、その家庭	セチルアセトン法による測定で吸光度
	関する規制	用品について、有害物質の含有量、溶	差が 0.05 以下でなければならないとす
	の緩和	出量又は発散量に関し、必要な基準を	る基準を定めている。この値については
		定めることができることとされている	│ 検体中のホルムアルデヒド含有量がお│
	在日カナ	(同法第4条第1項)。これを受け、同	よそ 15~20ppm 以下であることに相当
	ダ大使館 1	法施行規則において、出生後 24 月以	するという実験データがある。諸外国の
		内の乳幼児用繊維製品のうち、おしめ	規制状況は一様ではないが、フィンラン
		等 11 品目に含まれる有害物質「ホルム	ドやノルウェーにおける 30ppm という
		アルデヒド」の含有量について規制が	基準と比較して著しく厳しいとは考え
<u> </u>	l	ノルノロー」の自己生にしいて沈門が	全十二元状ひて行ひ、取しいには方れ

番号 案件名 問題提起内容 設けられている(同法施行規則別表第 1)。また、厚生労働大臣等は、家庭用 品衛生監視員に工場、店舗等への立入 検査等を行わせることができ、必要が あると認めるときは、当該家庭用品の 回収命令を発すること等ができる(同 法第7条)。 カナダから乳幼児用肌着を輸入してい るが、輸入時における所定の検査機関に おいて製品試験を受け、上記基準を満た しているとの証明を受けたにも拘わらず、 家庭用品衛生監視員による小売店への 立入検査の際、基準以上のホルムアル デヒドが検出されたとの理由で当該小売 店に回収命令が出され、その責任を負わ される形で当該小売店から損害賠償を請 求された。 (1) 日本の乳幼児用繊維製品への ホルムアルデヒドの含有許容値 は、検出してはならない、という ものである。これを国際的に比較 すると、大多数の国ではそのよう な基準を設けてはおらず、規制が 存在するところ、例えば、オラン ダの規制 (ベビー服のホルムアル デヒド含有許容基準は、特に「使 用前に洗濯のこと」との表示がな い場合には洗濯前 120ppm 以内。 また、1回の洗濯後 120ppm 以内 と す る 。: W T O 告 示 G/TBT/Notif.99.515、1999 年 10

> 流せる。 ついては、 諸外国の基準に照 らして日本の基準を緩和すべきで ある。また、 日本が採用してい る許容値を正当化する科学的根拠 等を示してほしい。さらに、 日 本の規制により禁じられた最低基 準のホルムアルデヒドがベビー服 に含まれていた場合、それが原因 となってどのような病気が発症し たのか、実証データを示してほし

> 月 13 日参照)と比較しても、日 本の許容値は不当に厳しい。また、

> ホルムアルデヒドは水溶性なの

で、製品を洗濯すれば容易に洗い

(2)製品を日本に輸出する際には 所管省庁における対処方針

ていない。ただし、ゼロ規制であるとの 誤解をまねいている試験法については、 諸外国に習い、ppm の単位で基準を示す ようにするほか、移染(周囲に存在する 化学物質が当該製品に付着し汚染して しまうこと)と樹脂加工品(製品そのも のがホルムアルデヒドを発生する要因 を有している)を科学的に区別し、別基 準で取り扱えるようにするための見な おしを検討中である。

当該基準については、ホルムアルデヒ ドが慢性毒性を有し、また数 ppm の低濃 度で感作性を有することが動物実験で 判明していることから、特に乳幼児の経 皮、経口等の暴露量をできる限り低減 し、化学物質に対する抵抗力の低い乳幼 児期における感作を予防するという観 点から設定したものである。

本規制は、基準に適合しない製品の販 売等を防止し、抵抗力の弱い乳幼児のホ ルムアルデヒド暴露量を低減させるこ とを目的としており、現行基準のもとで は、人において特定の病気が発生した例 は承知していないが、今後も上記の基準 設定の考え方を維持していくことによ って、乳幼児に対する安全性を確保し、 健康被害がおきないようにしていくこ とが重要と考えている。また、現行の基 準より高いホルムアルデヒド含有量の もとでも、抵抗力の弱い乳幼児に対する 安全性が同じ水準で確保されることを 示す信頼に足る実証データが存在する のであれば、今後の規制のあり方につい て検討することを否定するものではな ll.

(2)について

現在のアセチルアセトン法で不検出 と判定された検体は、吸光度差が 0 か 0.01 程度であることが多いが、基準の 0.05 をわずかに下回る値が測定される ものもあり、このような場合には、検体 によってホルムアルデヒドの含有量に 若干のバラツキがあることは避けられ ないと思われることから、不検出とされ た検体と同一ロットの検体であっても、 基準値を超えるものが出てくる可能性 がある。個別のケースについては把握し ていないが、指摘のような試験結果が相 基準を満たすべく注意を払ってお|違する原因の一つとして、このようなバ

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
ш 5	XIII II	り、その結果、輸入時における所	ラツキが考えられる。
		定の検査機関による製品試験では	また、試験法については、上記のよう
		基準を満たしていることが示され	に化学物質に対する抵抗力の低い乳幼
		ている。にもかかわらず、特定地	児期における感作を予防するという観
		域での保健所による立入検査の結	点から、24ヶ月以内の乳幼児用繊維製
		果、基準以上のホルムアルデヒド	品についてのホルムアルデヒド含有量
		が検出されたとの理由で、全国的	の基準は成人用のそれよりも低く設定
		な製品回収を余儀なくされた。こ	しており、比較的少ない量のホルムアル
		の背景として、ホルムアルデヒド	デヒドが溶出しているかどうかを判定
		が自然界に存在するため、輸入時	するのに適した吸光度差を基準とした
		の検査では許容基準値以内であっ	方法をとっているところである。
		たものが、その後小売店で販売さ	なお、当法律で規制されるのは販売に
		れるに至るまでの間の製品の保管	供されている物品であるので、販売に供
		管理状態により製品に吸収され	される以前の輸入時試験はあくまで企
		(移染)、結果として小売店に対す	業の自主的な品質管理の手段であると
		る立入検査において、許容基準値	認識しており、その試験結果は法的効力
		を超えてしまうことが考えられ	応載しており、との武製品来は25円別) を有するものではない。
		る。	商品回収に係る保健所等の行政指導
		ついては、 輸入時における所	については、特にホルムアルデヒドの場
		定の検査機関で行われた試験結果	合は製品そのものの品質ではなく、保管
		と保健所による小売店への立入検	状態による移染が基準値超の原因とな
		査結果が異なることについての厚	り得るため、試買試験検査で基準値を超
		生労働省の解釈、試験方法につ	過した場合でも、再度複数店舗より同一
		いて、24 月以内とそれを超えるも	製品の試買又は収去による試験を行い、
		のを分け、両者の試験方法が異な	同一製品に起因する基準違反のおそれ
		る(例:前者ではテストに「ホル	応 装品に起因する基準建反ののでれ を総合的に判定することとする等の指
		ムアルデヒド標準液」が要求され	針を示し、既に弾力的運用を図ってきて
		ていない)理由、及び 輸入時に	いるが、現在検討中の、移染を科学的に
		おける所定の検査機関発行の証明	判定可能な試験法を導入すれば、このよ
		書が効力を有しない理由、を示し	うな運用がより一層進むものと考える。
		てほしい。また、小売店への立	(3)について
		入検査で許容基準値を超えても、	試買試験や行政指導の実務について
		一律に全品回収命令を出すのでは	は基本的に法定受託事務として各自治
		なく、製品の保管管理状態の検証	体に委任されており、厚生労働省は規制
		による原因の所在の明確化、残り	基準、試験法及び処理基準等を定めてい
		の製品を自主的に再検査し、問題	る。
		がなければ販売することを認める	ੵੑੑੑੑੵੑ。 試買試験の結果については、厚生労働
		等弾力的運用を行って欲しい。	省では検査実施件数のみの報告を受け
		(3) 保健所による立入検査を平成	ているところであり、対象製品の生産国
		12 年 11 月頃よりほぼ月 1 回の割	等の個別統計は所有していない。
		合で受けている。これは平均的な	なお、昨年度は5744件の検査が実施さ
		検査回数と比較して多いと懸念さ	れ 71 件(1.24%)が基準値超過と報告さ
		れたため、厚生労働省及び保健所	れているが、これらの違反品については
		等に検査された製品の情報提供を	生産国等の情報を含む報告を受けてお
		要請したところ、適切な記録が保	り、提供することは可能である。
		要請したことも、過切な記録が休 管されていないとのことだった。	「厚生労働省」
		ついては、立入検査が国内外の	ᆝᄺᅩᄭᄢᆸᆝ
		何れの製品に対しても平等に行わ	
		れていることを裏付けるデータを	
L	<u> </u>	100000000000000000000000000000000000000	

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 示してほしい。 (再意見) (1)について (再対処方針) 厚生労働省は回答の中で、吸光度差 再意見(1)について が「0.05 以下」という現行の基準は、 先の回答にもあるとおり、日本にお 「およそ 15~20ppm 以下」に相当する いては乳幼児用繊維製品のホルムア というが、この換算は恣意的であるよ ルデヒドの含有量について、アセチル うに思われる。例えば、平成13年9月 アセトン法による測定で吸光度差が 26 日付けの(財)日本繊維製品品質技 0.05 以下でなければならないとする 術センター(QTEC)のレポートで 基準を定めている。この値について は、吸光度差 0.05 は約 15ppm 以下に は、昨年より実施している試験法改定 相当するとされている。これを踏まえ に向けた検討試験において、検体中の ると、日本の規制(15ppm 以下)は、 ホルムアルデヒド含有量として 12~ 30ppm 以下の基準を設けている諸外国 18ppm と言う換算値を得ている。先の に比べ、非常に厳しい規制であると言 回答にあるとおり、諸外国におけるホ える。 ルムアルデヒド含有量についての規 厚生労働省は、検査方法がゼロ規制 制状況は一様ではないが、フィンラン であるとの誤解を招いているとしてい ドやノルウェーにおける 30ppm とい るが、ゼロ規制であるという認識が非 う基準と比較して、著しく厳しいとは 常に広範囲に知れ渡っているのが現状 考えていない。 である。ガイドラインとして公布され むしろ、問題は指摘にあるように、 ている資料などからも窺える通り、自 ゼロ規制であるとの認識が広範に広 治体、関連省庁においてもこのことは まってしまっていること、移染(周囲 同様であるように見受けられるので、 に存在する化学物質が当該製品に付 そうではないことを確認して欲しい。 着し汚染してしまうこと)と樹脂加工 また、日本の基準の正当性について 品(製品そのものがホルムアルデヒド 厚生労働省は、「動物実験」の結果を基 を発生する要因を有している)を科学 準とし規制が設けられたとするが、更 的に区別できないことにあると考え なる科学的な証拠、根拠として使われ ており、先の回答にもあるように、ppm た具体的な調査や分析、特に 0.05 ppm 単位で基準を示すようにするほか、移 という基準がどのようにして決定され 染と製品そのものにホルムアルデヒ たかを示すものなど、詳細かつ具体的 ドを発生する要因を有しているもの な説明をお願いしたい。 を科学的に区別し、別基準で取り扱え 厚生労働省は、基準値の緩和につい るようにするための見なおしを検討 て、信頼に足る実証データを要求して 中である。 いるが、逆に、厚生労働省は、30ppm 問題提起者は基準についてさらな の許容基準で日本あるいは他国で問題 る科学的証拠の提出を求めているが、 が生じたケースにつき、何らかの記録 ホルムアルデヒドが慢性毒性を有す を保有しているのか。 ること、乳幼児と比較して皮膚のバリ (2)について アー機能が高く、抵抗力が強いと思わ 自主的に実施した実験結果によって れる健常成人に対しても数 ppm でア も明らかな通り、通常の環境下におい レルギー反応を起こす可能性がある ても空気中に存在するホルムアルデヒ ことは、毒性学の分野では既に周知の ドの移染は避けられないが、検査方法 ことであると考えている。これに加 に移染を見極める手段が欠如している え、基準設定に先立って実施された動 ため、規制の公正な実施を困難にして 物実験により、ホルムアルデヒドは数

ppmで感作性を有することが判明して

おり、特に化学物質に対する抵抗力が

いる。

輸入時の試験は企業の自主的な品質

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		管理の手段であり、法的効力を有しな	弱い乳幼児における皮膚感作を防ぐ
		いとのことだが、そうであるならば、	という観点から、基準制定当時の水準
		何らかの問題が生じた際、輸入業者が	でホルムアルデヒドの溶出が明らか
		保健所から、輸入時点での検査機関か	に確認できる吸光度差 0.05 という値
		らの証明書を提出するよう要請され、	を基準として採用したものである。
		また、この検査証明書を所持していな	また先の回答にあるとおり、現行基
		い場合には、管理不行き届きとの理由	準のもとでは人において特定の病気
		で、保健所への始末書の類を提出する	が発生した例は承知していないが、本
		ことが強要されるのはなぜか。	規制は基準に適合しない製品の販売
		本規制の責任は国レベルにありなが	等を防止し、乳幼児のホルムアルデヒ
		ら、その実際の運用は、最近、特に地	ド暴露量を低減させることを目的と
		方自治体(地域の保健所)へ移管され	しているものであり、乳幼児に対する
		たばかりであるため、一貫性を欠いて	安全性を確保し、健康被害がおきない
		いる例が多々見受けられる。我々は、	ようにしていくために重要であると
		本規制が依然として不明確である上、	考えている。ただし、現行の基準より
		正当な理由がないまま国際的に受容さ	高いホルムアルデヒド含有量のもと
		れた基準を逸脱しており、しかもその	でも、抵抗力の弱い乳幼児に対する安
		運用は恣意的であると考える。メーカ	全性が同じ水準で確保されることを
		ーや輸入業者側は、日本の基準に適合	示す信頼に足る実証データが存在す
		すべく「ゼロ・ホルムアルデヒド方針」	るのであれば、今後の規制のあり方に
		を工場に導入するなど鋭意努力を重ね	ついて検討することを否定するもの
		ているが、やはり、問題の根元は、メ	ではない。
		ーカーや輸入業者のやり方にあるので	再意見(2)について
		はなく、この規制自体にあると考える。	基準違反の疑いが生じた際に、輸入
		製品の供給者が日本の基準に適合で	業者が保健所から輸入時点での検査
		きるように支援するために、我々は以	結果(検査機関の証明書等)の提出を
		下のとおり提案する。	要請されることについては、原因究明
		信頼性のある方法で検査の可能	の手段として行われているものであ
		な、国際的に受容された水準に合	る。自主検査を実施するのは製造・輸
		った基準設定をすること。	入業者等か外部検査機関かは問わな
		本規制の公正かつ平等な適用を図	いが、自主検査で違反が判明している
		るため、保健所の職員を対象に必	にもかかわらず販売を強行した場合
		要な研修を施すことか、もしくは	はもちろん、検査を実施していない場
		施行を従来通り国レベルの管轄と	合は、製品の安全性の確認を怠ってい
		する。	るとされてもやむを得ないと思われ
			ることから、改善に向けた行政指導の
			一つとして始末書等の提出が求めら
			れているものである。
			先の回答にもあるように諸外国に
			おけるホルムアルデヒドの規制状況
			は一様ではないが、本基準値が諸外国
			に比べて著しく厳しいとは考えてい
			ない。ただし、これまでの回答にもあ
			るように、移染を科学的に判定できな
			いと言う問題点があることは認識し
			ており、改良試験法の開発・導入を検
			討しているところである。また、各自
			治体における法律の運用については、
			監視指導についての指針を通知で明

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			確に示しており、恣意的な運用は行っ
			ていない。
			なお、改良試験法については、確立
			され次第、技術面を含め周知と普及に
			努めたい。
			(現在の検討状況)
			問題提起者において検討中。

4 運輸・交通関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	背高コンテ	いわゆる背高コンテナの運搬にあた	背高海上コンテナ積載車両について
	ナの運搬許	っては、現在、車両毎に運行の都度、	は、あらかじめ指定された経路を、特殊
	可申請に係	通行経路の地図(経路図)を添付して、	車両通行許可を受けて通行できるもの
	る添付書類	道路法第 47 条の2に基づき許可申請	としており、当該許可申請にあたって
	の簡素化	を行っているところ。	は、附属書類として経路図を提出するも
		しかし、日本において、背高コンテ	のとし、審査の際に経路表と合わせて通
	[広島商工	ナを運搬する車両が通行できる道路	行経路の確認を行っているところであ
	会議所]	は、既に特定されており、また、頻繁	る。
		な新設もない(あっても道路管理所管	背高海上コンテナ積載車両の特殊車
		官署で把握できるはず)ことから、当	両通行許可申請時における経路図の添
		該申請に必要な書類の見直しを行い、	付の省略については、指定経路の手続の
		経路図の添付を不要とするなど添付書	性格、道路管理者の取締り実態等を踏ま
		類を簡素化すべき。	え、通行許可経路の遵守に係る担保措置
			等を検討したうえ、総合的に判断する。
			[国土交通省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 (1) 構造用集成 外国産の構造用集成材について、J 問題提起のあった格付方法につい 材の JAS AS規格による格付申請をする場合、 て 規格格付申 輸入業者において、輸出国の基準によ 問題提起では「輸入業者において、輸 請にかかる る性能表、物性等をJAS規格の基準 出国の基準による性能表、物性等をJAS 輸出国の試 に変換して申請することが求められて 規格の基準に変換して申請することが 験データの いる。(構造用集成材の日本農林規格) 求められている」とされていますが、こ 受け入れ また、構造用集成材に係るJAS制 のような申請方法は、JAS 法では認め 度は、任意の制度とはいえ、当該格付 られていません。これは、「問題提起者 に合格しているか否かは、日本国内に に対する問い合わせ」の中で御説明しま 陳京商工 したとおり 1、JAS 法では我が国の 会議所] おける当該物品の販売に大きな影響を 与えることから、輸入品についても、 国民のニーズに対応して制定した JAS 実質的にはJAS規格に適合している 規格に合致したもののみを格付けする ことが求められている状況。 こととされていますが、JAS 規格と外 今般、ニュージーランド産構造用集 国の規格とで要求する性能の項目・基準 成材について、ニュージーランド規格 値やその試験方法が異なることから、外 (NZS3603 等)に適合しているもの 国の規格に基づいて検査したデータを を、JAS規格へ適合させ輸入しよう JAS 規格の格付のためのデータとして としたところ、単位系、試験方法等の 受け入れることや、外国の規格に基づい 違いから、ニュージーランドの基準に て格付けされた製品を JAS 規格により 基づく性能、物性等をJAS規格に変 格付けされたものとみなすことはでき 換することができないため、当該申請 ないためであります。 ができず、輸入を断念せざるを得なか 1 < 問題提起者に対する問い合わせ ったところ。 より抜粋> この申請については、現在のように、輸 頂いた問題提起については、第1パラ 入業者に輸出国の基準から JA S規格へ の変換を求めるのではなく、登録格付機 「JAS規格による格付申請をする場合、 関等が輸出国の試験結果 (性能値、物性 輸入業者において、輸出国の基準による 性能表、物性等を JAS 規格の基準に変 等)を (単位等の変換をせずに)そのまま 換して申請することが求められている」 申請資料として受け入れてくれれば、上 としているが、JAS 規格による格付で 記のような事態とならず、円滑に輸入が は、JAS 規格と外国の規格とで要求す 行えたと思われる。 る性能の項目・基準値やその試験方法が したがって、農林水産省は、輸入品に 異なることから、外国の規格に基づいて 係るJAS規格への格付申請について、登 検査したデータを JAS 規格の格付のた 録格付機関が当該輸出国の試験結果を めの検査データとして受け入れるとい (単位等の変換をせずに)そのまま申請 うような格付の方法は認めておらず、認 資料として受理し、それを基に審査を行う 定製造業者以外の外国製品についての ことができるよう、必要な措置を講じてほ JAS 規格による格付の方法としては、 しい。 製品の輸入後、登録格付機関が格付 また、ニュージーランドが JAS 制度 を行う場合 と同等の制度を有する国として認めら 製品の輸入前、現地において登録格 れていない理由及び今後の見通しにつ 付機関(又は登録外国格付機関)が き、教示願いたい。 格付を行う場合 がある。いずれの場合も、これらの機関 <右欄 1に対する東京商工会議所 が検査を実施することにより格付を行 からの回答> うこととしており、御指摘のような基準 1 .農水省からの問い合わせの文中"外 の変換の問題は生じないものと考えて 国の規格に基づいて検査したデータ おり、事実の誤認があるのではないか。

ーを JAS 規格の格付けのための検

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 <u>--</u> 「初期判断」について 査データーとして受け入れるような 格付け方法は認めておらず 貴所から頂いた回答(左欄)にある 製品の輸入後、登録格付機関が 「初期判断」が格付を受ける前に、輸入 格付けを行う場合 しようとする製品がおおよそ JAS 規格 製品の輸入前、現地において登 に合致しているものかどうかを見極め 録格付機関(又は登録外国格付機 ておくための判断であるとすれば、JAS 関)が格付けを行う場合" 規格は公表されており、その中に各品質 と有りますが、私共は、前記したよ 項目について試験方法及び基準値が記 うに初期においてその海外材が使用 されていることから、工場自ら試験を行 可能か否かの判断を、まず行わなく うか又は試験機関等に試験を依頼され ては成りません。その際その材料が て、JAS 規格に定める基準値を満たす JAS のどの等級に該当するのか初期 かどうかの判断をすることは可能と考 判断が必要に成るのですが、農水省 えております。ただし、言うまでもなく このような「判断」は正式な格付ではな の上記の文中にあるように初期判断 のために必要となる海外データーに く、この判断とは別に正規の格付を受け よる格付けが認められていないた る必要があります。 め、私共独自で JAS 規格に置き換え 3 JAS 法で定めている外国製品に対 て比較しようと試みたのですが、結 局比較はできませんでした。 する格付の方法 2.又、 の方法に付きましては、上 外国製品に関する JAS 規格による格 付の方法としては、 図の検証が可能と判断され、かつ性 製品の輸入後、登録格付機関が格付 能が合致するであろうという確信が を行う場合 有って輸入をした材料に付いて格付 けを行う方法と考えます。 製品の輸入前、現地において登録格 付機関が格付を行う場合 の方法に付きましては、前記の 旧 JAS 法に基づき、認定外国製造 ように現場の材料取付時期と輸入時 間との狭間で仕事を行っている私共 業者が登録格付機関により格付を にとりましては、現地において格付 受ける場合(この場合、指定外国検 査機関による検査データに基づき けを行ってから輸入する時間が有り 登録格付機関が格付することが可 ませんので、性能が満足されている かどうかの初期判断が重要となりま 改正 JAS 法 (平成 12 年 6 月施行) す。最終的な格付け取得は、現地に て製品の製造、海上輸送の時間とオ に基づき、外国の工場が登録認定機 ーバーラップして行われます。この 関により認定外国製造業者として 点をご理解頂きたい。 の認定を受けて自ら格付を行う場 合 があります。 (再意見) 今回問題提起のあった製品が旧 JAS 1.「初期判断」については、工場が行 法に基づく認定外国製造業者の製品で うか試験機関等に依頼するのではな ないとすれば、JAS 格付を受けるため く、政府機関等で、当該物資が JAS 規格のどの等級に該当するかを大ま には、上記 又は により格付を受ける かに示すことは可能ではないか。 ことが可能です。また、 により外国の 工場が認定外国製造業者として認定さ 要は単位変換の問題であり、上記サ れていれば、当該製造業者が製造した製 ービスを政府機関等で行っても大き 品については、自ら格付を行うことがで な負担とはならないのではないか。 2. 農林水産省から在日ニュージーラ きます。 ンド大使館に対し資料提出の要請を 4 ニュージーランドが JAS 制度と同 行った平成 12 年 10 月から既に 1 年

以上が経過しており、今後のニュー

等の制度を有する国として認められて

いない理由及び今後の見通し

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		ジーランドの対応予定等について、	改正 JAS 法により、外国の機関につ
		農林水産省から同国へ確認してほし	いても、登録外国格付機関又は登録外国
		ίλ.	認定機関として登録することが可能と
			なりました。ただし、当該外国が農林物
			資について日本農林規格による格付の
			制度と同等の水準あると認められる格
			付の制度を有している国として農林水
			産省令で定めるものに限っています。
			本件に関して、ニュージーランドについ
			ては、平成 12 年 10 月 6 日に同国の林
			産物格付制度と JAS 制度の同等性審査
			の要請があったため、同月13日に農林
			水産省から在京ニュージーランド大使
			館に対し、同等性審査のための資料の提
			出を要請したところですが、現在までに
			資料の提出はありません。今後、ニュー
			ジーランド側より資料の提出があれば、
			同等性審査の手続を進めていく予定で
			す。
			,, (再対処方針)
			1.これまで御説明したとおり、ニュー
			ジーランドの規格と JAS 規格とで
			は、それぞれの規格が要求する品質の
			項目、試験方法等が異なっているた
			め、単純に両規格を比較することは困
			難です。参考として構造用集成材につ
			いてのいくつかの項目について比較
			してみると、例えば、JAS 規格の「接
			着の程度」の項目については、ニュー
			ジーランドの規格では Glueline
			Integrity が該当すると考えられます
			が、試験片、試験方法、適合基準が異
			なっており、ニュージーランドの規格
			に適合している製品が必ずしも JAS
			規格に適合するとは言えません。
			2 .ニュージーランドの林産物に関する
			国の同等性審査については、平成 14
			年 1 月 29 日に在京ニュージーランド
			大使館から同等性審査及び登録外国
			認定機関の申請手続につき問い合わ
			せがあったため、同年1月31日及び
			2月4日に当方から在京ニュージー
			ランド大使館担当官に対して、審査に
			必要な書類や同等性審査を求める林
			産物の種類の特定等について改めて
			御説明したところです。
			[農林水産省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(2)	外国製木製	外国製木製防火戸については、日本	1.外国製防火戸等について、当該国で
	防火戸の輸	の認定試験と同等の試験により認定さ	┃ の試験データを活用して日本の防火┃
	入促進	れた製品であっても、当該輸出国にお	性能基準に合致することを認定する
		ける認定がそのまま有効となるのでは	ために、平成 10 年に建築基準法を改
	[東京商工	なく、新規に日本の認定試験を受け、	正(平成 12 年 6 月施行)し、外国の
	会議所]	認定書を取得することが求められてい	性能評価機関であっても国土交通大
		るところ。	臣の承認を受ければ、その性能評価機
		(この点については、平成 12 年の改正	関(承認性能評価機関という)の性能
		建築基準法の施行による防火戸につい	評価書をもって国土交通大臣の認定
		ての性能規定化等の規制緩和によって	を受けることができることとしたの
		も変更がなかった。)	で、承認性能評価機関の制度を活用さ
		1.しかし、欧州等では、木製防火戸	れたい。
		が広く一般的に使用されており、その	
		性能検査についても、むしろその知見	┃ 2.「型式適合認定」を行う認定機関の┃
		が日本より蓄積しておりその信頼性は	指定(国内)又は承認(外国)にあた
		高く、また、日本においても、最近、	っては、内外の区別なく同等の要件を
		木製防火戸の需要が急増していること	┃ 課しているところであり、要件を満た┃
		から、外国製木製防火戸については、	している機関からの申請があれば、承
		欧州等輸出国の認定結果をそのまま	┃ 認認定機関として承認することが可┃
		受け入れ、日本における認定は不要と	能である。
		する、あるいは、 外国における検査	さらに、現状においても既に外国を
		データを受け入れ、それを基に日本に	業務範囲に含めている指定認定機関
		おいての審査・認定を行うなど、簡便	があり、それらの機関であれば、外国
		に日本の基準への適格が認められ、そ	┃ の製造業者であっても型式適合認定┃
		の輸入が促進されるようにして欲し	を取得することが可能であることか
		l l _o	ら、外国を業務範囲に含めている指定
		2 . また、海外の製造業者が予め承認	認定機関により、型式適合認定制度を
		認定機関による認定を受ける「型式適	活用されたい。
		合認定」制度については、現在、承認	
		認定機関とされている機関が皆無であ	3 . 平成 10 年に建築基準法を改正(平
		り、改正法が本来予定していた制度を	成 12 年 6 月施行) し、防火設備の建
		活用することができない状況にある。	築基準について性能規定化を行った。
		更に、本制度は、仮に今後承認認定機	その結果、建築基準法施行令では、使
		関として海外の機関が承認された場合	用部位に応じ、20 分又は 1 時間の遮
		においても、海外の製造業者との継続	炎性能を有するものであれば、材料や
		的取引がないと利用し難く、また、海	厚さ等にかかわらず国土交通大臣の
		外の製造業者が認定を受けるために	認定を受けることが可能となってい
		は、実質的に日本企業が指導しなけれ	る。従って、問題提起で、「本来の法
		ばならず、当該コストも過大な負担と	趣旨である性能規定の考え方に立っした。
		なることが予想される。	た「~の性能を有するもの」といった
		したがって、国土交通省は、法が本	規定振りに改め」とある点は、既に改
		来予定していた「承認認定機関」に係	正済みである。 また「防火記供の構造された字や
		る制度を活用できるための措置を講じ	また、「防火設備の構造方法を定め た建設公告デにおいては、佐然、性能
		してほしい。	た建設省告示においては、依然、性能 規定ではなく、当該物質の素材や厚さ
		3.更に、当該法律は、平成10年法律	
		第 100 号により改正され性能規定化さ	による条件付けを行った規定振りと
		れたが、当該規定に基づく、建築基準	なっている」とあるが、これは、当該 生三が低悪の性能を有する仕様の例
		法施行令や防火設備の構造方法を定め	告示が所要の性能を有する仕様の例 示を定めたものであるためであり、所
		た建設省告示においては、依然、性能	
			要の性能を満たせばこの告示による

番号 案件名 問題提起内容 規定ではなく、当該物資の素材や厚さ による条件付けを行った規定振りとな っている。本来の法趣旨である性能規 定の考え方に立った「~の性能を有す るもの」といった規定振りに改め、技 術進歩や国際的な建築基準の設定方向 に柔軟に対応するための措置を講じて 欲しい。 (再意見) 1.日本の性能規定とそれを証明する 試験方法が、外国のそれと異なること が問題であり、この点について国土交 通省はどのように考えるのか。 承認性能評価機関の制度を活用し ようとしても、この点がネックとな り、円滑に活用できないのではない か。 2 . 外国の性能評価機関が国土交通大 臣の承認を得るための手続を具体的 に教示願いたい。 当該手続及び申請書類の英文のも のの入手方法を教示願いたい。 3.外国を業務範囲に含めている指定 認定機関とは、具体的にどのような機 関があるのか。この指定認定機関は、 承認性能評価も行っているのか。 また、国土交通省は、承認認定機 関が皆無となっている現状をどう認

関か皆無となっている現状をとつ認識し、今後、海外の製造業者が予め承認認定機関による認定を受けることにより型式適合認定を取得するというスキームをどのようにすべきと考えているのか。

まし当該スキームが有田だと考え

もし当該スキームが有用だと考えるならば、承認認定機関の承認を促すための積極的措置として、今後どのような方策を講ずる予定か。

(再々意見)

再対処方針の1. 及び 2. に関しては了解しました。

3. に関して"外国を業務範囲に含めている"というのは外国での性能試験を評価している日本の機関はあるか?と言う意味です。外国産の防火戸を日本で試験して評価できるというのはあたりまえのことで聞くまでもありません。

所管省庁における対処方針

必要はない。

所要の性能を満たす外国製木製防 火戸があれば、現行の建築基準法の性 能基準を活用されたい。

(再対処方針)

- 1 .日本の建築基準法における防火戸の 耐火試験法は国際標準規格である ISO3008 と整合をとっている。外国 の試験方法と異なるのであれば、どの 点が異なるのか具体的にご教示され たい。
- 2.国土交通省としては、性能評価機関 の指定/承認にあたって、建築基準法 第77条の57及び建築基準法に基づ く指定確認検査機関等に関する省令 第72条から第79条に基づき審査を 行っている。

具体的な申請にかかる手続の詳細については、必要に応じて国土交通省住宅局建築指導課までご相談されたい。

3.構造方法等の認定とは、建築基準法の例示仕様規定されていないものにいて、所要の性能を有することにいて、指定/承認性能評価機関の性能評価をもとに国土交通大臣が認定とは、建築基法の一定のまとまりの基準(防火、構造等)に適合していることを予め指定/承認認定機関が認定し、建築確認の一部を省略することが出来る制度である。本件については、防火戸の構造方法られるので、指定/承認性能評価機関について回答する。

外国を業務範囲に含めている指定性 能評価機関には以下のようなものが あり、これらの性能評価機関におい て、外国産の防火戸についても耐火試 験を行い、性能評価することが可能で ある

財団法人日本建築センター

財団法人ベタ - リビング

財団法人日本建築総合試験所

また、承認性能評価機関の承認にあたっては、国内の指定性能評価機関の指定と同様の要件を課しているとこ

検討しておりますが、歴史的背景により香港では英国のBS規格に従って認定しております。具体的には BS476に規定されている試験方法で性能評価しています。回答 1. にも書いてあるように日本の試験方法が ISOとの整合をとった結果、ほぼ日本の試験方法と同じであります。 現状では日本で防火戸として認定を取るには香港ではすでに試験済み、認定済みであるにもかかわらず、ほぼ同じような試験を再度行わなければならない状況です。個別認定となりますの	番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
香港に限らずISOに準拠している国は多いのですから、海外の国家に認定されているものは、書類の審査だけで十分であり、わざわざ同じ試験を繰り返し行う必要は無いと思います。 「会社のですがら、海外の国家に認定を別人戸の性能評価を経れば、国土のであり、日本国内において、度試験を行う必要はない。 「会社の表別を行う必要はない。 「会社の代表を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別	番号	案件名	現在、香港製防火戸の背景では、 を大力では、 を、 で、 ののは、 で、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	る。現時には、海の衛生のである。現時には、海の神にでは、海の神にである。現時にである。現時にである。では、外国には、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。では、外野にである。である。では、外野にであり、中では、中の海では、中の海では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き

6 情報	日・通信関係		
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	輸入コンピ	台湾から無線機(コンピューター用	技術基準適合認定制度は、携帯電話等
	ューター用	周辺機器で、0.01w 程度の電波を発信	の電気通信端末機器を電気通信ネット
	無線機に係	するもの。) を輸入しようとしたとこ	ワークに接続する際、電気通信事業者の
	る技術基準	ろ、関係法令に基づく、当該物品の全	接続の検査を省略することにより、電気
	適合認定検	数・持ち込み検査が必要となることが	通信事業者における経済的負担、時間的
	査等の簡素	判明したため、輸入を断念せざるを得	負担の軽減を図るために導入された制
	化	なかった。	度である。
		当該検査に要する費用及び限られた	本制度においては、「個別機器につい
	広島商工	検査施設への搬入等は、輸入業者にと	て認定を行う手続」のほかに「設計につ
	会議所]	って多大な負担であり、簡素・合理化	いて認証を行う手続」や、認定試験事業
	Δ H32///]	が求められるところ。	者が申請機器についての試験結果を指
		一方、大手国産品については、事前	定認定機関に提出した場合、審査の一部
		に生産ライン等の認定を受けることに	が省略される手続が既に導入されてい
		より、個々の製品についての全数検査	る。
		は免除されていると聞く。	る。 また、電気通信事業法等の一部を改正
		中小企業・ベンチャー企業育成と言	また、電×100倍事業法等の 品を以正し する法律が施行(平成 13 年 11 月)さ
		中小正素・ベンティー正素育成と言 われるなか、中小の輸入業者について	する法律が応刊(十成 13 年 11 月)と れたことに伴い、指定認定機関の指定基
		も、上記「全数検査」や「持ち込み検	準である公益法人要件が撤廃され、営利
		査」等についての規制を緩和する等中	法人等の参入が認められることとなっした。
		小輸入業者の負担を軽減する対策を講	た。今後は競争原理の導入に伴う指定認
		じてほしい。	定機関間の競争を通じ、市場原理に基づ
			くサービスの多様化や料金の低廉化が
		具体例	図られていくものと考えている。
		1.電気通信事業法上の電波を使用す	総務省に指定された指定機関名につ
		る端末機器について、微弱電波機器	いては、電気通信事業法において公示す
		(微弱電波使用端末)の場合、電波法	ることが義務づけられており、官報によ
		に基づく技術基準適合証明の対象外で	り掲載されている。また、指定認定機関
		あるが、微弱電波であることの確認が	である(財)電気通信端末機器審査協会
		必要であり、当該端末の認定申請にあ	では、認定又は認証制度の審査に係る費
		たっては、原則としてその性能証明の	用、期間等について、パンフレットやイ
		写しを添付することが求められてお	ンターネットのホームページ等を通じ
		り、 小電力コードレス電話、中速無	て周知を行っている。
		線 LAN 端末等の場合(空中線電力が	
		0.01w 以下の無線局で省令で定めるも	1 技術基準適合証明制度は、携帯電話
		の)は、電波法第38条の2第1項の技	等の特定無線設備に係る免許手続を簡
		術基準適合証明を受けなければならな	素合理化することにより免許申請者及
		いこととされている。	び免許当局双方における免許事務に係
		1 円でも安い商品仕入れの努力をし	る経済的負担、時間的負担の軽減を図る
		ている中小企業者にとって、上記物資	ために導入された任意の制度である。
		の全数検査は多大な負担となってお	本制度においては、「個別の機器につ
		り、全数検査ではなく、抽出(サンプ	いて1台ずつ試験を行い、1台ごとに証
		ル)検査等とするとともに、その検査	明を行う手続」のほかに、「無線設備の
		費用も下げてほしい。	タイプ (「工事設計」) ごとに1台、サン
		また、検査施設としては、(財)テレ	プルを用いて試験を行い、当該工事設計
		コムエンジニアリングセンター(本部、	について認証を行う手続」も既に導入さ
		各支所)がその業務を担っているが、当	れており、必ずしも「全数検査」を行う
		該法人以外の検査機関も活用できるよ	必要はない。また、認定点検事業者が申
		う措置を講じてほしい。	請設備についての点検結果を指定証明

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		なお、当該輸入を断念した後に出張	機関に提出した場合、審査の一部が省略
		証明制度があるとの情報を得たが、当	される手続が既に導入されており、必ず
		該制度については、これまで全くその	しも「持ち込み検査」を行う必要はない。
		情報提供を受けておらず、当該制度に	平成 13 年 7 月に電波法の一部を改正
		ついて、 その対象(生産ライン、個々	する法律が施行されたことに伴い、指定
		の物資等) 当該検査に要する費用、	証明機関の指定基準であった公益法人
		申請後、受検までに要する期間等を	要件が撤廃され、営利法人等の参入も認
		明示し、制度の詳細について、広く周	められている。今後は競争原理の導入に
		知を行い、中小企業者にとって活用し	伴う指定証明機関間の競争を通じ、市場
		易いものとしてほしい。	原理に基づくサービスの多様化や料金
		2 . 電波法上、総務大臣の無線局許可	の低廉化が図られていくものと考えて
		を必要としない微弱電波機器につき、	いる。
		電波法等で規定する電界強度の範囲内	総務省に指定された指定機関名につ
		であることの証明は、任意のものであ	いては、電波法において公示することが
		るが、違反には罰則適用もあることか	義務づけられており、官報に掲載されて
		ら、その受検が望ましいところ。	いる。また、指定証明機関である(財)
		しかし、当該検査は、限られた施設	テレコムエンジニアリングセンターで
		(上記センター松戸試験所)でしか行	は、出張証明制度や証明制度に係る費
		われておらず、遠隔地の業者にとって	用、審査期間等について、パンフレット
		は、活用し難いものとなっており、遠	やインターネットのホームページを通
		隔地の業者も簡易に活用できるよう措	じて周知を行っている。
		置を講じてほしい。	2 微弱電波機器に対する性能証明は、
			任意のものであり、その受検については
			製造者等の判断に委ねられている。
			なお、テレコムエンジニアリングセンタ
			ーでは、遠方者からの任意の性能証明申
			請に対応するため、事前に申込みを行う
			ことにより、郵送による申請書及び受検
			機器の受付けをしている。
			[総務省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。

7 輸入手続関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	輸入品返品	一旦輸入した商品について品質不良	1 違約品等の輸出又は廃棄の場合の戻
()	による関	のため返品した。関税・消費税の払戻	し税について、その関税の払戻し手続
	税・消費税	し手続きを行う際、添付書類が複雑か	を行う際に払戻し申請書に添付する
	の払戻し手	つ多数あり、そのための時間も要した。	書類は、違約品等であることを証する
	続の簡素化	また提出の都度、税関から新たな書類	書類及び輸入許可書又はこれに代わ
		の提出を求められたため関税・消費税	る税関の証明書となっている。
	東京商工	の払戻し手続きを取り止めた。	「違約品であることを証する書類」
	会議所]	このような手続きを行う際に税関は	としては、クレームが成立した場合に
		必要書類の説明を十分に行うとともに	あっては、クレーム解決書(輸出者が
		添付書類を必要最小限に簡素化すべき	クレームを受諾する旨の電報又はテ
		である。特に違約品等であることを証	レックスを含む。) を、輸入者等が違
		する書類は当事者同士が品質不良を認	約品であることを自ら立証する場合
		めた書類(通信文書)のみとすべきで	にあっては、分析表、試験成績表、公
		ある。	認検定機関の検量証明書その他違約
			品であることを立証する資料を添付
			させることになっている。
			2.このように添付書類については、な
			るべく簡素化し輸入者に過度の負担
			をかけない取扱いとしているところ
			であり、今後とも添付書類の内容につ
			いては、輸入者へ十分な説明を行うと
			ともに、端的に違約品であることを証
			する書類を必要最小限添付させるよ うに努めて参りたい。
			りに劣めて多りたい。
		(再意見)	(再対処方針)
		「違約品等であることを証する書	「当事者同士が品質不良を認めた
		類」としては、「当事者同士が品質不	書類 (通信文書)」が「クレーム解決
		良を認めた書類(通信文書)」が「ク	書」に該当するかどうかについては、
		レーム解決書(輸出者がクレームを受	当該書類が単に双方が品質不良を認
		諾する旨の電報又はテレックスを含	めた通信文書であるとすれば「クレー
		む。)」に該当するのかを確認したい。	ム解決書」には該当しない。
		もし、該当しないのなら、「クレーム	「違約品であることを証する書類」
		解決書(輸出者がクレームを受諾する	としての「クレーム解決書」に求めら
		旨の電報又はテレックスを含む。)」と	れる具体的な記載内容としては、
		しての要件は具体的にどのようなもの	(1) クレーム対象貨物を特定してい
		か教えていただきたい。	ること
			(2) 具体的なクレームの内容(他の資
			料により明らかな場合を除く。)
			(3) 輸出者が違約品であることを認
			めていること
			(4) 輸出者が返送(再輸出)又は廃棄
			に応じる旨の意思表示をしてい
			ることが必要できる。
			が少なくとも必要である。
			なお、
			(5) 貨物代金及び返送 (廃棄)に伴う
			費用負担の明記

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			(6) 輸出者のサイン
			があればより望ましい「クレーム解決
			書」になるものと考える。
			[財務省]
			(現在の検討状況)
			「問題提起者は当面この対処方針で了解。
(2)	コーヒーメ	コーヒーメーカーの部品であるジャ	1. 当該物品 (ジャグ) は、関税率表の
()	ーカー用ジ	グは、ジャグのみ個別販売のために輸	規定から、ドリップしたコーヒーを入
	ャグの関税	入する場合の関税分類はガラス製品の	れるガラス製品(コーヒーポット)で
	分類の見直	その他のもの(7013.39)に分類される。	あり、食卓用、台所用のガラス製品と
	L	ジャグはコーヒーメーカー用のふた	して 7013.39 号に分類される。
		等がついており外観からも明らかにコ	
	[東京商工	ーヒーメーカー用の部品である。した	2 このような考え方は関税協力理事会
	会議所]	がって、関税分類をコーヒーメーカー	HS 委員会が HS 品目表の解釈のため
		(8516.71)に分類すべきである。	に作成した関税率表解説
			(Explanatory Notes)の70.13項(1)
			(食卓用又は台所用のガラス製品:例
			│ えば、コップ類、コブレット、│
			tankards、デカンタ、哺乳瓶、水さ
			し、ジョッキ類、プレート、サラダボ
			│ ウル、砂糖入れ、ソース入れ、果物入 │
			┃ れ、ケーキ入れ、オードブル皿、ボウ┃
			┃ ル、鉢、卵用カップ、バター皿、油又 ┃
			は酢を入れる瓶、食卓用又は調理用の
			皿、シチューなべ、キャセロール、盆、
			食塩入れ、砂糖振りかけ器、ナイフ置
			き、ミキサー、テーブル用のハンドベ
			┃ ル、コーヒーポット及びコーヒーフィ ┃
			┃ ルター、砂糖菓子入れ、目盛りの付い┃
			│ た台所用品、プレートウォーマー、テ │
			- ブルマット、家庭用攪乳器のある種
			の部分品、コーヒーミル用のカップ、
			│ チーズ皿、レモンしぼり器、水入れ)│
			によっても確認することができる。
			 3 . なお、関税分類は、国際条約である
			HS 条約(商品の名称及び分類につい
			ての統一システムに関する国際条約)
			により、国際的に統一されており、現
			行制度のもとでは、7013.39 号に分類
			することとしている。したがって、問
			題提起者の意見のとおり、コーヒーメ
			ーカー用ジャグをコーヒーメーカー
			に分類するためには、分類の変更につ
			いて条約の手続に従い、国際的な合意
			を得ることがまず必要である。
		 (再意見)	(再分加 六处)
		(丹息兄) 今回の問題提起は、ジャグの税番、	(再対処方針) 1 開発八類は、UC を始く辛日の名称
		ノロジに成立を起る、ファンジが田、	1.関税分類は、HS 条約(商品の名称

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
奋	条件名	問題提起内容 税率の問題ではなく、輸入に係わる政 ではなく、輸入に係の要望である。 ・撤廃についての要望である。 現在ガラス製品と分類されているもので、『カーヒーメーカーので、『がまして、『の部のカーので、『の部のカーとのより、『の部のカーので、『のが、『現では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	及対している。 反対するに、対している。 大人の対している。 大人の対している。 大人の対している。 大人の対している。 大人の対している。 のより、うっとが、対がの規ででは、からであり、でして、ながのが、でして、ながのが、でして、ながでして、でして、でして、でして、でして、なが、として、により、でして、なが、は、して、により、でして、なが、は、いのでは、いのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(3)	関税に行知て [広議所] 正会議所]	中国からパジャマを輸入しているが、これまで、当該物品については、特恵税率(無税)の適用を受けていた。ところが、急遽、「関税定率法等の一を改正する法律(平成13年度については、4月以降、8.5%の税率が課せられることとなってしまった。当該物資について、本件事業者は、月に輸入手続をしており、4月に輸入手続をしており、4月に商品を日本へ運び、4月に輸入手続をしており、4月に輸入手続をしており、4月に輸入手続を行これより、4月に輸入手続を行これより、4月に記改正により、2人になってしまった。本件については、平成13年1月末、	(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。 1.年度改正のスケジュール 関税定率法等の改正は、会計年度ごとに原則行われている。関税収入見積もりが税収見積もりの一部を構成しており、関税改正が税制改正同様、単年度である予算措置に組み込まれていることがその背景である。したがって、関税の年度改正の施行期日を4月1日に設定している。関税改正作業のスケジュールは予算編成や税制改正の作業とほぼ同じである。具体例は以下参考のとおり。 (参考)7月:関係省庁等へ改正要望調査依頼、8月末:改正要望の概要提出締切、9~12月:改正要望に関する関係省庁等との協議、審議会

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
87	- ALL H	「経済産業公報」に掲載された関税率	での調査・審議、12 月末:次年度
		審議会の答申を基に、通関業者から、	関税改正に係る審議会答申、1月:
		当該物資については、法改正により、	
		4月以降、特恵税率の対象から外れる	月:閣議決定を経て国会へ法案提出
		可能性が高く、3月末に国会で改正法	(法案成立時は国会の審議次第だ
		が成立すれば最終的に確定する。」との	が、過去の実績では3月中下旬。改
		話を聞いたのみである。しかし、通常、	正法施行のための政令・省令の改正
		実際の輸入の3か月前には、具体的な	作業は、法の施行期日に間に合うよ
		輸入予定数量の決定や現地業者との契	うに進められる。)
		約締結等を行っている商慣行を勘案す	<i>3</i> ,2,2,00,00,00
		ると、当該変更措置が取られる3か月	 2 . <u>改正案の作成方法</u>
		には確定的に特恵関税に係る変更事項	
		を把握している必要があり、改正法の	法等の改正案は通常内閣提出となっ
		施行については、国民に対し直接何ら	ており、法案作成作業は財務省が担当
		の拘束力もない審議会答申をもって事	している。法令において、関税・外国
		前周知し公布日翌日に即施行するとい	為替等審議会が「財務大臣の諮問に応
		う方法を取るのではなく、改正法公布	じて関税率の改正その他の関税に関
		後3か月程度の周知期間を取った上	する重要事項を審議すること」(財務
		で、法施行するようにしてほしい。	省設置法第8条、関税・外国為替等審
			議会令第6条)が規定されており、審
			議会が審議の結果として提出する年
			度改正の答申を改正法案作成の指針
			としている。
			3. 国民への公報 過去の実績によれば、関税に係る法律・政令・省令の改正内容の官報への掲載時期は、上記で述べられた年度である。 公布から施行までの期間が短との指針となる。 公和慮して、財務省関報議会会での掲載といるを12月末新聞発となるを12月末新聞発となるを12月末新聞発となる。 「大変にの指針となる。」 「大変にの指針となる。 「大変にの指針となる。」 「大変にの指針となる。」 「大変にの指針となる。 「大変にの指針となる。」 「大変にの指針となる。 「大変にの指針となる。 「大変にの指針となる。」 「大変にのおり、対象には当然をの改正については、とないのでは、とないのでは、とないのでは、関税率の改正については、関税をは、とないのでは、関税率の改正については、関税率の改正については、とないのでは、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正については、関税率の改正に対して、関税率の改正に対して、関税率の改正に対して、関税をは、関税には、関税には、関税には、関税には、関税には、関税には、関税には、関税に
			4 . <u>結 論</u> 以上のとおり、法律の成立が例年 3 月中下旬ごろであるため、官報の公布日と法律の施行日まで期間がほとんどないものの、関税の年度改正の作業

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			スケジュールは、予算措置の一部であ
			る税制改正とほぼ同様年末に内容が
			固まるのが通例であるので、法律の成
			立時期を含む改正作業スケジュール
			を変更させてこれ以上早めることは
			困難である。
			しかし、関税の年度改正に関する事
			前予測に資するため、品目毎の関税率
			の改正を含めて、年度改正の指針となし
			る審議会答申や国会へ提出した法律
			案を国民へ周知することに財務省と
			しては取り組んでいる。
			なお、法定されている審議会による
			答申は、国会の議決を経たものではな
			いものの、関税の学識経験者から成る
			委員による議論を経た決定であり、こ ************************************
			れに沿って当局は法律案の作成作業
			を行っているため、関税改正の内容を 予測する上で極めて有効な資料であ
			うだりるエモ極めて有効な質がもの るということを承知いただきたい。
			Seri Jee Amriiele levi.
		(再意見)	 (再対処方針)
		現行やむを得ないと思うが、「国民への	「指摘された再意見については、既に
		公報」として審議会答申段階でも税関の	前回の回答に記載した事項のほか、審
		職員にも周知徹底を図るなど、公報活動	議会答申段階での税関職員への周知も
		のより一層の強化を要望する。	行っている。
			今後とも税関職員への周知徹底を図
			る等により、国民への公報活動により
			一層力を入れていく方針である。
			[財務省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(4)	のりの輸入	食用海草(のり)は、外国為替及び	電子申請や郵送等による申請
	割当申請手	外国管理法、輸入貿易管理令等に基づ	各地方産業局への提出
	続きの簡	く非自由化品目となっており、輸入割	のいずれかを認めて欲しい。
	素・合理化	当を受けないと輸入できない品目とな	- の亜切については、以下の理由によ
	ᇉᆔᆑᆇᅮ	っている。	この要望については、以下の理由により認められない。
	│ [札幌商工 │会議所]	この輸入割当の申請については、現 在、実績割当について、JETRAS によ	りゃめられない。
	女硪川	伝、美顔耐当について、JEIRAS によ る電子申請が可能となっているが、先	(´´ヰロ) 1 .申請者の要望にこたえた公平な抽選
		着順割当及び新規割当については、経	の実施
		有順割ヨ及び新焼割ヨにづけては、経 済産業省本省へ出向き申請を行わなけ	のりの先着順割当ては、申請者が多し
		内産業員本員へ田内と中間を刊わなけ ればならず、北海道等遠隔地の事業者	いため(平成12年度は、230人の
		にとっては、過大な負担となっている。	申請書類受領者に対し、1274人の
		特に、平成13年度上期の場合、経済	申請)平成13年3月27日付け輸入
		産業省の予想を大幅に上回る申請者が	発表第52号記の6に基づき抽選を
		来省したため、先着順割当にもかかわ	行っている。
		らず、急遽、抽選を行い、その抽選に	抽選は、申請者の重複を防ぎ、公正
		当選した者を先着順割当の対象とする	かつ迅速な審査を行うため、申請者全
		1 . 1 2	員を一同に集めた上で、申請者が抽選

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 指置が取られたところ。(先着順を信じて札幌から東京へ出向いても、当日、急遽、抽選とされ、その抽選にはずれた場合、その時間的、金銭的損失は大きく、計画的に業務を営むことができない。)したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 電子申請ではこのような申請者により抽選を行うこととしいるが、音や方経済産業局への提出を認めてほしい。 電子申請ではこのような申請者により抽選を行うこととしいるが、電子申請ではこのような申請者により抽選を行うこととしいるが、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めることはできため、電子申請を認めた場合、申請者は扱のため、事音の過速性の確保電子申請、郵送又は地方経済産業への提出を認めた場合、申請者は扱ったが必要があることに変わりはない。従うであることに変わりはない。従うであることに変わりはない。だかることに変わりはない。とされ、単に抽選により順位を決定し、とされ、単に抽選により順位を決定し、とされ、単に抽選により順位を決定する場合には、事が入割当証の発給までの申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表者が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間があるだけであり、かえって申請者の表者が記載されている。とさい、大多数の申請者の表者が表すないまり、大多数の申請者の表者が表すないまり、大多数の申請者の表表が表するとは、対しているによりによりないますとは、対しているとは、対しないるとで行われることを強いと考えている。とで行われるとで行われることを強いと表述、対しているとは、対しているとは、対しているとは、対しているとは、対しているとは、対しているとは、対しているといるとで行のは、対しているといるとで行うないる。とで行われるとで行のは、対しているといるとで行のよりないるとで行のは、対しないるとで行のは、対しているといるといるは、対しないるとで行のは、対しないるとで行のは、対しないるとで行のは、対しないるといるは、対しないるは、対しないるといるといるといるとは、対しないるといるといるとは、対しないるといるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるといるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるとは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるとは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、対しないるは、は、対しないるは、対しないるは、は、対しないるは、は、は、は、は、は、対しないるは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
て札幌から東京へ出向いても、当日、急遽、抽選とされ、その抽選にはずれた場合、その時間的、金銭的損失は大きく、計画的に業務を営むことができない。) したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によったとしているが、同輸入発表によいたは、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入判当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入者者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。ときれいもではない。次の方法をとったとしても申請がのるだけであり、かえって申請者の表者を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害するに判断すると、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	/ \PP
急遽、抽選とされ、その抽選にはずれた場合、その時間的、金銭的損失は大きく、計画的に業務を営むことができない。)したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割であり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害すること、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	-
た場合、その時間的、金銭的損失は大きく、計画的に業務を営むことができない。)したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 1 経済産業局への提出を認めてほしい。 (再意見) 1 経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、増に抽選により順位を決定とする場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 大多数の申請者は、抽選が申請者の監視のもとで行われることを強く望していることから、申請者により抽選を行うことができる。とはつないできれ、電子申請ではこのような申請者面前での抽選を行うことができれ、電子申請を認めることはできれ、電子申請を認めることはできれ、電子申請を認めることはできれ、電子申請を認めることができることとはの方法をとる。しかしながら、審査の際には対してあることに変わりはない。従うことの方法をとるであることとなるの発性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、大多数の申請者の表を侵害することとなるの別に対し、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の要なと、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	. 台
きく、計画的に業務を営むことができない。) したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によいては、「輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。と述れと考えている。 監視のもとで行われることを強く望していることがら、申請者の目前はよりにあるためら、申請者の制造を行うことができため、電子申請を認めることができため、電子申請を認めることができため、電子申請を認めることはできたい。 2.審査の迅速性の確保でいいまするといりに対するととしても申請があることに変かりはない。従行の方法をとったとしても申請があるだけであり、かえって申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害すると、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	
ない。) したがって、遠隔地の事業者が簡易に 当該申請を行えるよう、先着順割当及 び新規割当について、電子申請や郵 送等による申請を認める、あるいは、 各地方経済産業局への提出を認めて ほしい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選 により行ったことについて、平成13年3月27日付射入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 望していることから、申請者の目前申請者により抽選を行うこととしいる。電子申請ではこのような申請者の記憶がでの提出を認めた場合、申請者は扱ったとしているがら、審査の際にはがいることに変わりはない。 2.審査の迅速性の確保であったとしても申請があることに変わりはない。 なが記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	-
したがって、遠隔地の事業者が簡易に 当該申請を行えるよう、先着順割当及 び新規割当について、電子申請や郵 送等による申請を認める、あるいは、 各地方経済産業局への提出を認めて ほしい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 申請者により抽選を行うこととしい。電子申請ではこのような申請者面前での抽選を行うことといった。であい、電子申請を認めることはできない。電子申請を認めることはできない。電子申請を認めることは必要ないる。しかしながら、審査の際には批定を対象をとったとしても申請があることに変わりはない。従う、この方法をとったとしても申請があるだけであり、かえって申請者の利金に対象により順位を決定する場合の表に対してあり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとともり、大多数の申請者の表としてもいる。とはやむをもり、大多数の申請者の表を侵害することとともり、大多数の申請者の表を侵害することとともり、大多数の申請者の表をしている。とは、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	
当該申請を行えるよう、先着順割当及 び新規割当について、電子申請や郵 送等による申請を認める、あるいは、 各地方経済産業局への提出を認めて ほしい。 (再意見) 1 . 経済産業省は、先着順割当を抽選 により行ったことについて、平成 13 年 3 月 27 日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によったとしているが、同輸入発表によいたは、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	
で新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 であることに変わりはない。従ってあることとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表に対してあり、かえって申請者の表に対してあり、かえって申請者の表に対してあり、かえって申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対してあり、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対しており、大多数の申請者の表に対している。	ノて
送等による申請を認める、あるいは、 各地方経済産業局への提出を認めて ほしい。 (再意見) 1 .経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の系件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の系件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の系件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の系を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の要とおり、大多数の申請者の要ではない。	
各地方経済産業局への提出を認めて ほしい。 (再意見) 1 . 経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成 13 年 3 月 27 日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 ため、電子申請を認めることはできい。 2 . 審査の迅速性の確保 でみに上京することは必要なくる。しかしながら、審査の際には抗に参加するため上京することは必要なくる。しかしながら、審査の際には抗に参加するため上京することはであることに変わりはない。従ってあることに変わりはない。 ため、電子申請を認めることはできい。 2 . 審査の迅速性の確保 であることは必要なくる。しかしながら、審査の際には抗に参加するため上京することは必要なくる。しかしながら、審査の際には抗いであることに変わりはない。 ため、電子申請を認めることはできい。 2 . 審査の迅速性の確保 であることは必要なくる。しかしながら、審査の際には抗いであることに変わりはない。 ないませい方となる。以上のとおり、大多数の申請者の要を侵害すること、現在の方法をとる合的に判断すると、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	iの
はい。 (再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成 13年3月 27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 1、2・審査の迅速性の確保を済産業への提出を認めた場合、申請者は扱っために上京することは必要なる。しかしながら、審査の際には対してあることに変わりはない。従ってあることに変わりはない。 この方法をとったとしても申請があるだけであり、かえって申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の要を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の要なる。以上のとおり、大多数の申請者の要なる。以上のとおり、大多数の申請者の要なる。以上のとおり、大多数の申請者の要ないます。以上のとおり、大多数の申請者の要なる。以上のとおり、大多数の申請者の要なる。以上のとおり、大多数の申請者の要ないます。	よしり
(再意見) 1 . 経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 2 . 審査の迅速性の確保電子申請、郵送又は地方経済産業への提出を認めた場合、申請者は扱いために上京することは必要なる。しかしながら、審査の際には対してあることに変わりはない。従ってあることに変わりはない。従ってあることに変わりはない。従ってあることに変わりはない。従ってあることとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表を侵害することとなる。以上のとおり、大多数の申請者の表をしてはない。	な
(再意見) 1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	
1.経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成13年3月27日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	
により行ったことについて、平成 13 年 3 月 27 日付け輸入発表によった としているが、同輸入発表において は、「輸入割当申請数量の総計が輸入 割当限度数量を超える場合には、抽 選により順位を決定し」とされ、単 に抽選により順位を決定する場合の 条件が記載されている(その可能性 が記載されている)にすぎず、輸入 業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	制
年3月 27 日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	出
としているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	、な
は、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。	選
割当限度数量を超える場合には、抽 選により順位を決定し」とされ、単 に抽選により順位を決定する場合の 条件が記載されている(その可能性 が記載されている)にすぎず、輸入 業者から見れば、実際に抽選が行わ れるか否かを確定的に知り得るもの ではない。 この方法をとったとしても申請が 輸入割当証の発給までの時間がの るだけであり、かえって申請者の利 を侵害することとなる。 以上のとおり、大多数の申請者の要 及び審査の迅速性の確保の必要性を 合的に判断すると、現在の方法をとる とはやむを得ないと考えている。	少要
選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。 輸入割当証の発給までの時間がのるだけであり、かえって申請者の利益を侵害することとなる。 以上のとおり、大多数の申請者の要なではない。 以上のとおり、大多数の申請者の要ないとおり、大多数の申請者の要ないとおり、大多数の申請者の要ないとおり、大多数の申請者の要ないとおり、対策を表し、現在の方法をとるとはやむを得ないと考えている。	て、
に抽選により順位を決定する場合の 条件が記載されている(その可能性 が記載されている)にすぎず、輸入 業者から見れば、実際に抽選が行わ れるか否かを確定的に知り得るもの ではない。 るだけであり、かえって申請者の利 を侵害することとなる。 以上のとおり、大多数の申請者の製 及び審査の迅速性の確保の必要性を 合的に判断すると、現在の方法をとる とはやむを得ないと考えている。	15
条件が記載されている(その可能性 を侵害することとなる。 が記載されている)にすぎず、輸入 以上のとおり、大多数の申請者の要業者から見れば、実際に抽選が行わ 及び審査の迅速性の確保の必要性を れるか否かを確定的に知り得るもの 合的に判断すると、現在の方法をとる とはやむを得ないと考えている。	つび
が記載されている)にすぎず、輸入 以上のとおり、大多数の申請者の要業者から見れば、実際に抽選が行わ 及び審査の迅速性の確保の必要性をれるか否かを確定的に知り得るもの 合的に判断すると、現在の方法をとるではない。 とはやむを得ないと考えている。	山益
業者から見れば、実際に抽選が行わ 及び審査の迅速性の確保の必要性を れるか否かを確定的に知り得るもの 合的に判断すると、現在の方法をとる ではない。 とはやむを得ないと考えている。	
れるか否かを確定的に知り得るもの 合的に判断すると、現在の方法をとる ではない。 とはやむを得ないと考えている。	望
ではない。 とはやむを得ないと考えている。	総
	こう
抽選により順位を決定する場合、	
的な事業活動を確保するためにも、 問題提起者は、予め抽選によるか否	i か
予め抽選によるか否かを確定し、そ┃を確定し、その旨を事前に公表する^	き
の旨を事前に公表するよう、先着順 としているが、当省においても当日ま	きで
割当の方法自体を改善すべきであ 何人の申請者が来場するか知ること	:は
る。 できないため事前に公表することは	【困
また、平成 13 年度の申請において 難である。また、平成 1 3 年度の抽選	髪に
は、経済産業省が抽選予定会場を急 関し、問題提起者の言うような会場の)変
遽変更しなければならない程(3,000 更等の事実はない。本年も多数の申請	锗
人以上)の申請者が集まり、会場は、が予想されるので、迅速に抽選を行え	こる
┃ 非常口も分からない程混雑・混乱し、┃よう適当な場所を確保する等の努力	を
火災等の発生時には大惨事が危惧さ 行っているところである。	
れる状態であった。 申請者の多くがアルバイトであっ	た
平成 14 年度は、日韓交流の促進等 とする問題提起者の指摘もあるが、拍	選
から申請件数が昨年度の2~3倍に を行った者は書類上「自己の名と計算	訂
なるとの見込みもあり、更なる混│おいて輸入する者」としての要件を淌	하た
雑・混乱が予想される。 しており、名義使用等の事実はないも	5O
経済産業省は、このような状態にしき考えている。現在のところ、大多数	文の
どう対処するつもりなのか明らかに 申請者が自己の面前での抽選を希望	<u>!</u> し
すべきである。 ている以上、電子申請による抽選を導	人
さらに、上記のような混雑・混乱┃することは困難であると言わざるを	:得

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		を避けるためにも、下記のとおり、	ない。
		遠隔地の事業者がわざわざ東京へ出	. —
		向かなくともすむよう申請方法を改	(再々対処方針)
		善すべきである。	ご指摘の受付業務の簡素化は重要な
		2.経済産業省は、申請者の面前で申	課題と認識しており、今後ともどのよう
		請者が抽選札を引くことが公正かつ	な方法がとれるのか検討して参りたい。
		迅速な審査に資すると主張するが、	はおいます。
		実際に抽選札を引いていた者は、申	積極的に進めたいと考えているが、現在
		請者自身ではなく学生や主婦であ	のところなお技術的問題があることを
		り、これらの者は、東京在所の大手	ご理解頂きたい。
		商社が関連会社の名義をも使って申	[経済産業省]
		請するために雇ったアルバイトであ	(現在の検討状況)
		った。	(現在の検討状況)
		かかる状況をみれば、経済産業省	問題提起者は当面この対処方針で了解。
		の主張は詭弁としか言い得ない。	
		また、経済産業省は、抽選により、	
		申請者の重複を防ぎ、公正かつ迅速	
		な審査が確保されるとするが、およ	
		そ前時代的発想である。 中誌表の悪海状院は、鹿ろ火によ	
		申請者の重複排除は、電子化による方が確実性が高く。東発导も小な	
		る方が確実性が高く、事務量も少な	
		くてすむものであり、また、申請か	
		ら輸入割当証の発給までの期間につ	
		いても電子化された環境による方が	
		│ 短縮される。 │ したがって、経済産業省は、 先	
		したがうで、経済産業自は、 元 着順申請者の管理及び抽選を電子化	
		有順中調有の自達及び抽選を電子化 された環境で行い、 当該環境で確	
		これた環境で行い、 国民環境で唯一 定された候補者についての書類審査	
		たられた候補目についての音類番目 を各地方経済産業局で実施する措置	
		を講ずることにより、遠隔地の事業	
		者の申請手続について簡素・合理化	
		を図るべきである。	
		CE COO.	
		 (再々意見)	
		(中々ぶル) 経済産業省からの再対処方針につい	
		て、詭弁に詭弁を重ね自己の業務を正	
		当化しようとする回答には驚きまし	
		た。当日に何人の申請者が来場するの	
		か知ることができないからこそ、事前	
		書類の出先機関での受付又は電子受付	
		等を行う必要がある。経費の面から見	
		ても中小零細企業者はそれを願う。	
		自己の面前での抽選を希望していた	
		時代は過去のことである。昨年の抽選	
		会場に来た者の話では話した者全員が	
		「申請者を一同に集めた」現在の抽選	
		方法に疑問を抱いていた。	
		時の政府の大きな目標である構造改	

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		革の柱である許認可申請業務などの電子化は経済産業省でも真剣に取り組んでいることでしょう。新規事業や創業の参入者などへの対策に取り組んでは入済産業省への我々零細企業者として真剣に改革をお願いするところです。 代理申請者、会場変更、会場の危険性等々の問題は、言った言わないます。 代理申請者、会場変更、会場のに関いた聞かないの次元の話になりません。 しかし、受付業務の簡素化は申請者にとってもしないでこれ以上のも業務の簡素化は申請者にとってもしたが必要としていることが必要といるに対か。近い将来ぜひ取り入れてください。	
(5)	自動車用力 の 報適 田外 の 職 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	自動車用カーペットについては、関税率表上「自動車用に適する寸法及び形状のもの」は無税であるが、そのの関税が課せられる。日本の取引先から自動車用カーペッされている。材質面明の自動車のであることであることで、「自動車の下請け企業することで、「自動車用の下請け企業である。というであるように、自動車のように、自動車のように、自動車のように、「自動車の関税を提示するの関税を表して、「自動車の関係を表して、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、「自動車の関係を表して、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、、「自動車の関係を表して、自動車の関係を表して、自動車の関係を表して、自動車の関係を表して、自動車の関係を表して、自動車の関係を表して、自動車のの関係を表して、自動車のの関係を表して、自動車のの関係を表して、自動車のの関係を表して、自動車のの関係を表して、自動車のののでは、自動車のののでは、自動車のののでは、自動車のののでは、自動車のののでは、自動車のののでは、自動車のののののでは、自動車のののののでは、自動車のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	 1.輸入貨物の関税分類は、関税法第4条の規定により、最終用途ではなく、当該貨物の輸入申告時の現況によることとされている。 2.自動車に使用するカーペットで無税の適用を受けるものは、5703.20号、5703.30号、5704.90号において「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と規定されていることから、用途が自動車用であることのみでは十分ではなく、輸入申告の時点で、「自動車に適する特定の寸法及び形状」と即物的に判断される必要がある。
		(再意見) カーペットの用途や材質等からみて自動車用と一般室内用は明確に判別できるとの点を勘案すると、本件対象品に対し関税を課すことは不当と思われる。 なお、根本的な解決策として、本件対象品に対する 自動車用カーペット」としてのHS番号の適用を希望する。	3.従って、本品は、輸入申告時の現況が何ら裁断加工を伴わないロール状の原反であることから5703.20号、5703.30号、5704.90号の「自動車用に適する寸法及び形状のもの」(無税)を適用できない。 (再対処方針) 1.輸入貨物の関税分類は、関税法第4条の規定により、最終用途ではなく、当該貨物の輸入申告時の現況によることとされている。 2.自動車に使用するカーペットで無税の適用を受けるものは、関税定率法の規定に基づき5703.20号、5703.30号、5704.90号において「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と定められて

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			いるものであり、当該規定上、輸入時の貨物の現況において、自動車用であることが明確に判断できる寸法及び形状であることが条件となっている。 3.また、本品は何ら裁断加工を伴わないロール状の原反であり、カーペットの用途や材質等から見て自動車用と明確に判断できるとの主張は採用できず、本品は「自動車用に適する寸法及び形状のもの」として分類され得ないものである。
			(参考) <関税法第4条> 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入貨物の輸入申告の時における現況による。 <関税定率法別表 関税率表の規定> 57.03 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。) 5703.20 ナイロンその他のポリアミド製のもの 適用税率 5703.20-1 自動車用に適する寸法及び形状のもの 無税 5703.20-2 その他のもの 7% 5703.30 その他の人造繊維材料製のも
			が 5703.30-1 <u>自動車用に適する寸法及び</u> <u>形状のもの</u> <u>無税</u> 5703.30-2 その他のもの 7%
			57.04 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。) 5704.90 その他のもの 5704.90-1 自動車用に適する寸法及び形状のもの 5704.90-2 その他のもの 8.2% [財務省]
			(現在の検討状況) 問題提起者において検討中。

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(6)	税関の執務	輸入事業者が輸入手続きを税関の執	1.税関においては、従来から執務時間
(-)	時間の延長	務時間(8:30~17:00)外の休日・夜間	外である夜間及び土・日・祝日であっ
	[東京商工 会議所]	に行う場合、臨時開庁制度があるが、 臨時開庁の承認を執務時間内に行わな ければならないことに加えて、臨時開 庁のための手数料を支払う必要があ	ても、輸出入手続を求める要請があれば、関税法第 98 条の規定に基づく臨時開庁申請により、臨時に必要な職員を手当てし、対応している。
		る。 臨時開庁制度ではなく税関の執務時間の延長を行うことで、24 時間輸入手続が可能となるようにすべきである。 特にニーズの高い港、空港について 24 時間輸入手続が可能となるよう迅速に 実施すべきである	2.また、執務時間外において臨時の手続を求める要請の多い通関官署においては、既に執務時間外に職員を常駐させ、効率的な業務処理体制を整備している。 参考、熱務時間外に職員を常駐させている。 参考、熱務時間外に職員を常駐させている。 参考、熱務時間外に職員を常駐させている。 参考、熱務時間外に職員を常駐させている。 大阪税関、成田空港貨物出張所365日24時間対応 大阪税関、関西空港税関支署365日24時間対応 門司税関、下関税関支署365日24時間対応 門司税関、下関税関支署365日24時間対応 の8:30~17:00) 名古屋税関、名古屋空港税関支署365日最終便まで対応 の8:30~21:30) 東京税関、東京航空貨物出張所平日20:00まで、 土曜8:30~17:00対応 財務省]
			(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。
(7)	水割撤入るの理 [東議物の及当請素 京所 京所 京所 京所 京所 ま	水産品の一部については、日本のの十部について、外国からして、外国が見により制度により制度により制度により制度により制度により、100mのでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、各種のでは、ものでは、各種のでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、も	1.にしん、さば、いわし及びあじを自由化とし、輸入制限を撤廃すると、

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 に係る事務手続については、以下の問 上記品目に限らず輸入割当に係る事務 題がある。 手続の簡素・合理化を図ること。 輸入枠の申請書類について、添付の必 輸入枠の申請において、輸入業者 の事務担当者の源泉徴収票の写し等 要性等を見直し、簡素・合理化を図るこ 不必要と思われる書類の添付が求め られている状況。 先着順輸入割当ての必要書類及びそ 当該申請の際、申請日、時間、場 の必要性は以下のとおりである。必要最 所が一方的に指定されるため、時間 小限の書類しか要求していないことか 的猶予が全くなく、かつ、当日も抽 ら、提出書類の見直しは困難である。 選等のため拘束時間が長い。また、 輸入割当申請書2通 申請場所も東京の経済産業省本省に 輸入貿易管理規則(昭和24年通商産 限られている(新規及び先着順割当) ことから、地方の輸入業者にとって 業省令第77号)第2条第1項第1号八 に基づく輸入者が輸入割当を受けるた は、特に過大な負担となっている。 めに必要な書類である。1 通は原本とし 輸入割当証明書(IQ)取得後、個 別の契約毎に、IQ から輸入承認証 て輸入者に交付するためのもので、残り の1通は、経済産業省で控えとして保存 (I/L) への切替申請が必要となり、 するためのものである。 その都度、指定場所へ出向き申請す ることが求められているが、諸申請 輸入契約書の原本及びその写し の電子化が図られている中、依然と 輸入する意思を証明するためのもの して持参提出を求められることは、 で、原本は確認後直ちに返還し、写しは 過大な負担となっている。 経済産業省で保存するものである。 また、上記輸入承認証には、輸入 数量を記載するが、この数量につい 水産物を自己の名と計算において輸 ては、別途、毎月、輸入通関数量報 入通関することが確実であることを証 告として報告することが求められて する書類1通及び以下の2種類の添付 いる状況。 これらの書類は、法人又は個人が輸入 したがって、経済産業省は、下記の する意思と能力があるか及び同一企業 措置を講じてほしい。 等が重複して申請をしていないかを審 1.上記品目を自由化品目とし、輸入 査するために必要な書類である。 制限を撤廃すること。 2.上記品目に限らず、輸入割当に係 1 添付書類1(1通) る事務手続の簡素・合理化を図るこ (株式上場会社の場合) ・直近1か年の有価証券報告書 (1) 輸入枠の申請書類について、添 (その他の法人の場合) 付の必要性等を見直し、簡素・合 ・法人の登記簿謄本の写し 理化を図ること。 ・事務所の不動産登記簿謄本の写し又 (2) 輸入枠の申請日時については、 は賃貸借契約書の写し 例えば、受付のみの日を数日間設 (個人の場合) 定し、後日、抽選を行うこととす ・住民票、国民健康保険証、免許証等 るなど、時間的な余裕を確保する こと。 上記の書類は法人が現在存在し、現に また、申請場所については、各 事業を行っていることを証明するため 経済産業局への申請や電子申請を の書類である。 認めるなど、地方の輸入業者の負 担を軽減するための措置を取るこ 2 添付書類 2 (1通) (法人の場合) (3) 輸入割当証明書(IQ)から輸入

・法人税に係る直近の確定申告で税務

- 東ロ	安州石	明照相和中央	に答少さにもはても加える」
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		承認証(I/L)への切替については、	署に提出した確定申告書のうち別表ー
		オンライン上の提出あるいはファ	の写し(税務署の受付印が押印されてい
		ックス送付による提出など持参提	るもの又は申告書の受付証明があるも
		出以外の方法を認めること。	のに限る。)
		また、輸入数量については、輸	(個人の場合)
		入承認を受ける際提出しているこ	・確定申告書等(前年会社員だった個
		とから、これと重複する「輸入通	人が本年退社し、個人で事業を行う
		関実績報告書」は廃止すること。	場合には、源泉徴収票の写し等)
			輸入割当てを受けた者は、当該割当貨
			物を輸入した際に貨物代金を支払うこ
			とになる。上記の書類は支払能力がある
			ことを証明するための書類である。
			輸入枠の申請年月日については、例え
			ば、 受付のみの日を数日間設定し、後
			日、抽選を行うこととするなど、時間的
			な余裕を確保すること。 また、申請場
			所については、各経済産業局への申請や
			電子申請を認めるなど、地方の輸入業者
			の負担を軽減するための措置を取るこ
			ا ک
			受付のみの日を数日間設定し、後日、
			抽選を行ったとしても、申請に当たり、
			重複提出を防ぐため本人の持参による
			申請を求めていることから、地方の申請
			者は申請時と抽選時の2回上京するこ
			とが必要となる。これは、地方の申請者
			の利益を著しく侵害することから、この
			方法をとることは困難である。
			申請場所については、各経済産業局へ
			の申請や電子申請を認めることは困難
			である。理由は以下のとおり。
			()申請者の要望にこたえた公平な抽
			選の実施
			先着順割当ては、申請者が多いため抽
			選を行っている。抽選は、同一申請者の
			重複を防ぎ、公正かつ迅速な審査を行う
			ため、申請者全員を一同に集めた上で、
			申請者が抽選札を引き、当たり札を引い
			た者を当選者として確定し、さらに書類
			審査で合格した者に割当てを行ってい
			る。多くの申請者は、抽選が申請者の監
			視のもとで行われることを強く要望し
			ていることから、申請者の目前で申請者
			により抽選を行うこととしている。
			電子申請ではこのような申請者の面

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			前での抽選を行うことができないため、 電子申請を認めることはできない。
			()審査の迅速性の確保 電子申請、郵送又は地方経済産業局へ の提出を認めた場合、申請者は提出のた めに上京することは必要なくなる。しか しながら、審査の際には抽選に参加する ため上京することが必要であることに 変わりはない。従って、この方法をとっ たとしても申請から輸入割当証の発給 までの時間がのびるだけであり、かえっ て申請者の利益を侵害することとなる。
			輸入割当証明書(IQ)から輸入承認証(I/L)への切替については、 オンライン上の提出あるいはファックス送付による提出など持参提出以外の方法を認めること。 また、輸入数量については、輸入承認を受ける際提出していることから、これと重複する「輸入通関実績報告書」は廃止すること。
			先着順については、申請者の監視のもとで抽選を行う必要があるため、オンライン申請を認めていない。仮に、切替のみオンライン申請を認めたとしても、切替を行うためには原本の提出が必要であり、結局、申請者の労力の削減にはつながらない。また、IQからI/Lへの切替に当たっては、IQ原本への必要事項の記載が必要であるため、ファックスで申請を行うことを認めることは困難である。
			輸入割当ての際提出を求めている輸入数量は申請数量であり、輸入が確実に行われたことを報告する輸入通関実績報告書とは性質及び目的が異なるものであり、廃止することは困難である(IQ受給者は国内の需要を満たすために原則申請量全量を輸入することが求められている。)。 [経済産業省]
(8)	インターネ	現在の NACCS においては輸入手続	(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。 1.現在、NACCS についてはインター
(0)	インテーネ ットによる 輸入貨物の	きにおける貨物の通関状況は NACCS を利用している通関業者等以外にはわ	ネットの活用を検討しているところ であり、その際には、インターネット

	安件与	明時担力中央	ᄄᆇᄽᆮᆫᅯᄔ궈ᇭᆠᅀ
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	情報提供 [東京商工会議所]	からない。 NACCS のインターネット化は、現在財務省において実施に向けて検討が進められているとの事だが、輸入業者が申請し検索することにより通関状況が把握できるようなシステムにすべきである。その際、インターネットを介した NACCS の使用料は原則無料とすべきである。	を通じて通関業務を行う者が輸入貨物に係る通関状況を把握することが可能となるものと考える。 2. しかしながら、NACCSの運営経費は税関及び民間利用者の利用料金で賄われていることから、インターネットを利用してNACCSへ接続が行われる場合にも、通信回線費用の低減等を通じてNACCSの利用料金の低廉化は期待されるものの、システムの利用を無料とすることは困難である。 [財務省] (現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。
(9)	O品のるに示の [東議所報告式 では、 これでは、 これ	では、 では、 が、入するには、 が、入すす書、このには、 が、入すす書、このには、 が、入すす書、このには、 が、入すす書でいる。 では、 が、入がには、 が、入がには、 が、入がには、 が、のの出いないでいる。 では、 が、のの出いなでは、 が、のの出いなでは、 が、のの、 では、 が、のの、 では、 のの、 ででは、 のの、 ででは、 のの、 ででは、 のの、 ででは、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 の	1 . 高 は

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			4 .輸入申告の際にあらかじめ輸入者が
			税関に申請品であることを証明する
			書類の提出は、基本的には、輸入者の
			判断で輸入申告後に税関が認定手続
			を開始することを回避するために任
			意に行われるものである。当該書類
			は、必ずしも輸入申告に際して税関に
			提出する必要のある書類ではなく、仮
			に当該書類の提出があっても権利侵
			害の疑いがある場合には税関は認定
			手続を開始することになる。したがっ
			て、当該書類は、輸入しようとする貨
			物の商品説明の一形態であり、特定の
			書類が提出されれば自動的に税関は
			認定手続を開始せずに輸入を許可す
			るという性格を有するものではない。
			┃ ┃ 5.また、仮に様式の定型化等を行った┃
			としても、税関が当該様式以外の書類
			を受け付けないとすれば、こうした措
			置は不必要に規制を強化することに
			もつながることから、自由な様式を認
			めることにより、提出書類を幅広く受
			け付ける方が合理的ではないかと考
			えられる。
			[財務省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(10)	港湾荷役の	港湾荷役の作業時間については、平	1.港湾の 24 時間フルオープン化の推
	24 時間体	成 12 年 4 月に労使協定が改定され、恒	進に関しては、「新総合物流施策大綱」
	制の推進	久的に日曜日の荷役が実施可能とな	(平成 13 年 7月 6 日閣議決定)におい
		り、平日は明け方4時間を除く時間帯	て、「引き続き、港湾荷役の更なる効率
	東京商工	での荷役が実施可能となったとのこと	化・サービス向上を図るため、情報化の
	会議所]	(H13.4「各省庁における規制改革に	推進、作業の共同化等による事業基盤の
		関する内外からの意見・要望等に係る	強化を進めるとともに、行政手続におい
		対応状況」)だが、現実には、例えば、	ても取扱時間の延長等に努めつつ、港湾
		大阪港のコンテナヤード(ヤード内船	の 24 時間フルオープン化の早期実現に
		積作業を含む)の場合、営業は月曜日	一向け、関係者の取組を促進する。」こと
		から金曜日まで(一部、土曜日午前中あり)とされ、その受付時間も8:30~	が盛り込まれたところ。
		のり) とされ、その支的時間も 8:30~ 11:30、13:00~16:00 となっている。	│ │ 2 .国土交通省としては、港湾の 24 時│
		11:30、13:00~16:00 となりている。 また、この状況は9大港全て同じと聞	2 . 国工交通首としては、危泻の 24 時 間フルオープン化の早期実現を図るた
		<i>るた</i> 、この状況はず八尼王で同じこ間 く。	め、日本港運協会、日本船主協会、日本
		へ。 当該問題は、国による規制ではなく	め、ロ本/C建伽会、ロ本加工伽会、ロ本 荷主協会、経済団体連合会、港湾管理者、
		労使間の問題とのことだが、仮に、通	行政(港湾局、海事局、財務省関税局、
		関業務について 24 時間対応が取られ	海上保安庁、厚生労働省)の関係者によ
		ても、荷役業務が24時間対応でなけれ	
		ば意味がなく、国土交通省からも事業	委員会を 6 月 21 日に発足させたところ

悉巳	安件夕	問題提起内容	所管省庁における対処方針
番 号	案件名	問題提起内容 者団体等に対し、利用者の立場に立った指導をしてほしい。 また、国土交通省としても、我が国主要港の国際競争力維持、強化の観点から、世界標準となっている作業時間の24時間化やその他の制約要因の解消について関係者による委員会を設立し、調査するとのことであるが、その進捗状況及び検討内容を示してほしい。	所管省庁における対処方針 であり、現在、船社、荷主の具体的需要、 労働者の交代制の導入に伴う労働コストの問題、個別の港湾事情等の諸課題について鋭意検討中である。 (注:その後の港運労使間協議の結果、平成 13 年 11 月末に、1月1日を除く364 日 24 時間の荷役実施が合意され、港湾の364 日 24 時間フルオープン化が実現。) [国土交通省] (現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。
(11)	チすち運 東議所 [東議所]	チップを輸入する場合に予備審査制度を利用して入港前に予備申告でる。 で利用して入港前に予備申に予備申に予備申に予備申に予備を済ませている。 チップ船が開庁時間がで開始するにである。 会に、手がでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	1 .ウッドチップの輸入に際し予備審査制度を利用された場合、当該チップの輸入に際が手ップの輸入に際が手が保税地域に入れられた後であれば、特段、保税地域搬入後直ちに本申告の高いではなく、輸入申告のではなり、ではではではでいる。 2 . また、本船にウッドチップを積載したまま輸入申告する場合は、あらいが可能となっている。 は、保税地域に搬入することが可能となっている。にの場合、輸入申告に先立って、「積荷目録」が税関に提出されている必要がある。 [財務省]
(12)	医療用具動 原に必出・い につの速化についま 原議所 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	医療用具を輸入するためには、事前に営業所ごとに輸入販売業の許可を受け更に輸入する品目ごとに輸入承認書及び輸入品目許可を受けなければならないと規定され、税関での確認に当たって、その輸入に際し数多くの書類の提出又は提示を義務付けられている。 仕入書(写) 航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)(写) 医薬品等輸入販売業許可証(写) 医薬品等輸入承認書(写)及び輸入品目許可書(写)	(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。 医療用具の通関手続きは税関において実施しており、品目名のみで、輸入品とその者が輸入販売できるものとして許可された品目(許可品目)が同一であるか確認するのは困難であるため、その形状、構造及び寸法等についても確認する必要がある。 また、大型の医療用具を輸入する際には、分割された部品の状態で輸入される場合もあるので、輸入品が許可品目と同一のものであることを、医療用具の規格等が記載されている医薬品等輸入承認書等により確認する必要がある。

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		部品等の通関リスト(輸入者から	したがって、輸入品と許可品目が同一
		のオリジナル書類)の提出	┃のものであることの確認を行うために┃
		しかし、輸入者の取得した医薬品等	┃は、品目名しか記載されていない医薬品┃
		輸入販売業許可証には輸入販売が許可	等輸入販売業許可証の提示のみでは不
		された品目表が添付され、そこには医	十分である。
		薬品等輸入承認書の承認番号、許可月	[厚生労働省]
		日、品目(名称等)も記載されており、	
		本許可証を以って、輸入販売・輸入承	1.今回、問題提起されている「医薬品
		認品目の証明が可能である。(但し、付	等輸入承認書」及び「輸入品目許可書」
		属品及び部分品の詳細については輸入	並びに「部品等の通関リスト」の税関
		承認書に掲載されているため、税関は	への提出又は呈示については、薬事法
		│仕入書の1点づつ輸入承認書のどこに │掲載されているかの明示を求めている	の主務官庁である厚生労働省がその 目的及び必要性を判断し、税関に対し
		拘載されているかの明示を求めている のが現状)	- 日の及び必要性を判断し、税関に対し - て、具体的に取扱いの依頼をしてきて
		いか玩が	いるものである。
		通関業者により手書きでパーツリスト	2.税関はそれに基づいて、輸入者が他
		を作成し、薬事の何ページに記載され	2.700 2.700 2.700 2.700 3.7
		ているパーツであるかを記載するな	ることの確認を行っており、関税法第
		ど、非常に数多くの書類提出が義務付	70 条の規定により、輸入者によって
		けられており、通関許可の遅延、業務	輸入申告の際、当該許可、承認を受け
		の非効率・煩雑さを招いている。	ている旨の証明がなされなければ、税
		したがって、医薬品等輸入販売許可	関は輸入を許可することができない。
		証、及び本許可証に添付されている医	3 . したがって、当該書類の提出又は呈
		薬品等輸入販売業許可品目表の提出の	示の省略については、薬事法の主務官
		みとし、輸入承認書の提出を今後取り	│ 庁である厚生労働省の判断に委ねら│
		上めることで、業務の煩雑化を解消し、	れる。
		税関に対しても重複した情報の提出を	
		せず、より通関手続きの迅速化・簡素	関税法第 70 条:
		化を促進させることとしてほしい。	他の法令の規定による許可、承認 等を必要とする貨物については、輸
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			ている旨の証明をしなければなら
			ず、税関は、これがなされない場合
			には輸入を許可しない。
			関税法基本通達 70-3-1 別表第 1(リ)
			の(2)の口:
			「輸入販売業許可証」「輸入承認
			書」及び「輸入品目変更(追加)許
			可書」の提出あるいは呈示が必要
			事務連絡(昭和 62 年 6 月 10 日付輸
			入課長事務連絡):
			医療用具又は医療用具の付属品
			等を輸入し、その製品がどの承認書
			に係るものか容易に説明できない
			場合には、「医療用具の部品等の通
			関リスト」の提出を求めている。 「財務省]
			(現任の快刊状況 <i>)</i> 問題提起者は当面この対処方針で了解。
	l		四處延促日は日間といわ処刀割(一件。

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(13)	簡易申告制		1.簡易申告制度では、あらかじめ税関長
(10)	度における	受けた輸入者が継続的に輸入する指定	の承認を受けている輸入者(特例輸入)
	輸入者の限	を受けた貨物について、納税申告前に、	者)は、継続的に輸入しているものとし
	定条件の解	貨物を引き取ることを可能とする制度	て指定を受けた貨物について、法令遵
	除	である。本制度の利用の承認にあたり、	守の確保を条件に、輸入申告と納税申
		申請する会社単位での受付となってお	告を分離し、納税申告前に貨物を引き
	東京商工	り、会社の事業部や事業所単位での申	取ることが可能となるが、その一方で、
	- 会議所]	請ができない。	期限内に特例申告書を提出する義務
		事業規模が多岐にわたり取扱品目が	(関税法第 7条の 2第 2項)や所要の帳
		拡大している企業においては、申請に	簿を備え付ける義務 (関税法第7条の9
		係る限定条件により、本制度の利用促	第 1項)等を負うこととなる。
		進を阻害する要因となっている。した	
		がって1企業1申請に限定する要件を	2.現実の貿易取引等において事業部や
		解除すべきである。	事業所等があたかもそれぞれが所属す
			る法人から独立した存在であるかのよう
			に活動していることは事実と考えられる
			が、これらはあくまでも法人の内部組織
			として法人の目的のために活動するも
			のであって、その行った法律行為の効
			果は原則として当該法人に帰属するも
			のである。
			 3.上記のような事業部や事業所等の我が
			国の法律上の位置付けを踏まえれば、
			関税法上特例輸入者に生じる権利義務
			の帰属主体についても事業部や事業所
			等が所属する法人とすることが合理的
			であり、現行の制度は適当なものであ
			a
			4.なお、税関としては、特例輸入者の承
			認に当たり、関税法第7条の5各号に定した。
			める欠格事由に該当しない者に対して は、迅速に承認することができるよう努
			めているところである。また、特例輸入
			者の承認を含め、簡易申告制度に係る
			もの承認を占め、簡勿中古前及に係る 各種手続きが円滑に行われるよう 各税
			関には簡易申告制度に係る業務全般
			の総括的な責任者として簡易申告管理
			で総括的な負性者として間効中占官項 官がおかれ、各種の事前相談等も行っ
			ているところである。
			財務省]
			(現在の検討状況)
	66 D 1 11 11 1		問題提起者は当面この対処方針で了解。
(14)	簡易申告制	簡易申告制度は予め税関長の承認を	1 . 引取申告に係る担保は、簡易申告の
	度の改善	受けた輸入者が継続的に輸入する指定	指定を受けた貨物の、前年における納し
		を受けた貨物について、納税申告前に、	税額の12分の1(すなわち、前年納付)
	[広島商工	貨物を引き取ることを可能とする制度	実績の月平均額)又は当該月において

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	会議所]	である。	輸入しようとする貨物の納税見込み
		本制度における「引取担保」は全て	額とのいずれか多い額の担保(いわゆ
		の指定貨物に課される関税等の納付見	る引取担保)を、当該月の前月末日ま
		込額又は前年における納税額の 12 分	でに提供しなければならないとされ
		の1に相当する額のどちらか多い額の	ている。これは、簡易申告制度におい
		担保を前月末日までに提供しなければ	ては、関税等を納めることなく貨物を
		ならない。一方、納税申告は翌月末日	引き取ることから、関税等の額に見合
		までであるが、納期限延長の承認申請	った額の担保を提供させ、もって関税
		を行えば2ヶ月以内の納期限の延長が	等の債権の確保を図るものである。
		可能であり輸入した月の3ヶ月後に納	(関税法第7条の8第1項)
		税することが可能である。	また、特例申告を行うことにより確し
		引取担保の提供は中小業者にとって	定した納税額について、納期限の延長
		資金を固定することになり負担となっ	を受けたい者は、当該税額に相当する
		ているためこの制度の利用が増えない	担保の提供を行い、当該担保額を超え
		理由の一つである。	ない範囲内において、当該納期限を2
		したがって、輸入しようとする月の前	カ月以内に限り延長することができ
		月末日までに提供する「引取担保」の	る。これは、延長された関税等の額に
		額を前年納付実績の月平均額として1	相当する担保を提供させ、もって関税
		年間据え置くこととし、また、納期限	等の債権の確保を図るものである。
		延長の承認申請を行うことなく3ヶ月	(関税法第9条の2第3項)
		毎に納税申告を行い、まとめて納税す	(13,130,231) = 3,00 = 310 = 3,00
		れば簡易申告制度を前向きに利用でき	 2 . ご提案された制度は、1カ月分の引
		る。	取担保を提供するだけであるから、結
			果として次のような制度を提案され
			ていることとなる。
			ある月(例えば9月、以下「当該月」
			という。) の輸入について、引取担
			保(前年納税額の12分の1)を提供
			し簡易申告制度を利用、さらに、そ
			の担保をもって納期限(当該月の翌
			月末日)を2カ月延長する。
			当該月の翌月(10月)の輸入につい
			ては、引取担保を提供することな
			く、簡易申告制度を利用し、さらに
			納期限延長の担保を提供すること
			なく、納期限を1カ月延長する。
			当該月の翌々月(11月)の輸入につ
			いては、引取担保を提供することな
			く、簡易申告制度を利用する。
			当該月の3カ月後の月(12月)の輸
			入については、引取担保を提供する
			ことなく、簡易申告制度を利用、さ
			らに納期限延長の担保を提供する
			ことなく、納期限を2カ月延長す
			る。
			(当該月の4カ月後の月(1月)の輸
			人については、当該月(9月)の輸
			入について当該月の3カ月後の月
			(12月)の月末に納税されているこ

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
_			とから、 で提供した引取担保が解
			除されるので使用することが可能
			になると考えられる。)
			┃ ┃ 3.したがって、4カ月の輸入のうち、
			1カ月分の引取担保を提供するだけ
			で、他の3カ月の輸入については、何
			ら担保を提供することなく、簡易申告
			制度及び納期限延長制度を利用する
			こととなり、結果として少なくとも3
			カ月分の輸入に対する関税等の債権
			の確保はできなくなることから、ご提
			案された制度の導入は困難であると
			考える。
			[財務省]
			(現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。
(15)	JETRAS	JETRAS では、輸出申告はできる	JETRASは、「外国為替及び外国
	による輸入	が、稼動後1年経っても輸入申告はで	貿易法」(外為法)に基づく輸出入許可・
	申告手続の	きない状況。	承認の申請を電子的に行うことができ
	導入	現在、輸入申告については、通関業	るシステムである。
		者に委託し、この通関業者が NACCS	JETRASの対象となるものは、あ
	[広島商工	で処理しているが、民間企業としては、	くまでも外為法に基づく輸出入の規制
	会議所]	僅かの通関費も削減したいところ。	品目又は規制 地域に対する許可・承認
		1 . JETRAS での輸入申告が可能とな	の申請に係るものであり、関税法に基づ
		れば、通関業者に委託することもな	く輸出入申告を対象とするものではあ
		く、会社のデスクから申告が行える	りません。
		ようになることから、是非、輸入申	JETRASとNACCSは平成1
		告も可能としてほしい。	4年度を目途に連携することとしてい
		なお、現在、閣議決定に基づき、 IETDAS トNACCS の連携確保が図	るが、これは税関が輸出入申告の際に他は今のでは、
		JETRASとNACCSの連携確保が図られているところと聞いているが、	│法令確認業務として外為法に基づき行 │った輸出入許可・承認証の裏面にその事
		利用者としては、NACCS とのリン	実確認をするという裏書き業務を電子
		クは必要なく、JETRASで輸入申告	大曜心でするという表音と乗物で電子
		ができればそれでよいので、迅速な	JETRASとNACCSが連携す
		対応を要請する。	ることにより、通関業者が輸出入の申告
		2.上記措置が困難な場合、NACCS	を電子的に行う際に使用するNACC
		で現在行っている「輸入申告」「輸	S用端末と同一の端末でJETRAS
		出申告」等について、JETRAS 同様、	上の裏書き業務を行うこと、税関に対し
		各輸入業者の端末機器を用いて無料	て書面による許可・承認証を持参しない
		で行えるよう、直ちに措置を講じて	で輸出入申告を行うことが可能となる。
		ほしい。	[経済産業省]
			 1 .貿易管理オープンネットワークシス
			テム(JETRAS)は「外国為替及び外
			国貿易法」(外為法)に基づく輸出入
			許可・承認申請を電子的に行うことが
			できるシステムである。JETRASの対

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			象となるものは、あくまでも外為法に
			基づく輸出入の規制品目又は規制地
			域に対する許可・承認の申請に係るも
			のであり、関税法に基づく輸出入申告
			を対象とするものではない。
			通関情報処理システム(NACCS)
			は輸出入申告手続を含めた税関手続
			及び関連する民間業務を処理するシ
			│ ステムである。したがって、税関に対 │
			する輸出入申告はNACCSにより処
			理されることとなる。
			┃ ┃2.NACCSは、従来専用の端末機を用┃
			いてきたところであるが、平成11年
			10月の海上システムの更改、13年10
			月の航空システムの更改により、各利
			用者の所有する一般の端末機(パソコ
			ン)を用いて業務を行うことを可能と
			したほか、現在、インターネットを経
			由してのNACCSへの接続を可能と
			する方向で検討しているところであ
			る。
			しかしながら、NACCS の運営経費
			は税関及び民間利用者の利用料金で
			賄われていることから、インターネッ
			トを利用して NACCS へ接続が行わ
			れる場合にも、通信回線費用の低減等
			を通じて NACCS の利用料金の低廉
			化は期待されるものの、システムの利
			用を無料とすることは困難である。
			[財務省]
			 (現在の検討状況)
			問題提起者は当面この対処方針で了解。

0 20	グ他		
番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	グルタルア	諸外国(米国、欧州等)及びOEC	現行の有害性の調査制度では、がん原
	ルデヒドの	Dのガイドラインによると「変異原性	性の疑いのある物質を洗い出す(スクリ
	変異原性試	試験」とは、in vitro 試験(試験管内	ーニング)ため、労働安全衛生法第57
	験方法の国	で行う比較的単純な試験) 及び in	条の5に基づいて『微生物を用いる変異
	際的整合化	vivo試験(生体で行うより包括的試験)	原性試験(生体外 (in vitro))』と『ほ
		を併せて行い、両試験の結果を用いて	乳類培養細胞を用いる染色体異常試験
	[在日米国	総合的に判断し、さらにその度合いに	(in vitro)』の2種類の試験を行い、変
	大使館]	よってクラス分けをするような制度に	異原性の評価を行っている。厚生労働省
		なっている。	│ では、多くのがん原性物質はこの2種類
		一方、厚生労働省(旧労働省)の労	の試験で強度の変異原性が認められる
		働安全衛生法における変異原性試験の	ことに鑑み、2種類の試験で強度の変異
		ガイドラインでは、in vitro 試験のみ	原性が認められた物質については、その
		で変異原性の有無を判定し、また、そ	結果に基づき労働者の健康障害を予防
		の度合いによるクラス分けもされてい	するという見地から、当該物質の周知及
		ない。また、この試験により、変異原	び製造又は取り扱う場合の措置につい
		性があるとされた化学物質は、取り扱	て指導を行うものである。
		い注意物質として公表されている。そ	上記の2種類の試験方法の組み合わ
		の結果、本件の対象化学物質であるグ	せについては、「毒性試験に関するOE
		ルタルアルデヒドのように、諸外国(米	CDテストガイドラインの序論及び試
		国、欧州等)の変異原性試験では、陰	験の選択と適用の手引」においても、ほ
		性(変異原性なし)とされている化学	とんどの潜在的な変異原物質や遺伝毒
		物質でも、労働安全衛生法における変	性を示す発がん物質を検出できる組み
		異原性試験のガイドラインにそった試	合わせとして支持されている旨の記載
		験では、陽性(変異原性あり)として	がある。
		公表され、不当な差別を市場で受けて	3 3 3 3
		いる。	 上記2つの試験によって変異原性が
		したがって、労働安全衛生法におけ	認められた化学物質について、これら以
		る変異原性試験のありかたについて、	外の生体内 (in vivo)の変異原性試験
		スクリーニングテストとの位置付け、	の結果をもってその取扱を変更するこ
		及び上記の諸外国の制度との整合性を	とは、ヒトに対する発がん性がないこと
		考え、現在の労働安全衛生法における	の確かな立証が得られない限りできな
		変異原性試験結果に基づき「変異原性	いと考えている。
		が認められる」とされた化学物質であ	特に、このグルタルアルデヒドは、W
		っても、その後、国内外を問わず、in	HOのIARC(国際がん研究機構)や
		vivo 試験により「変異原性が認められ	A C G I H (米国産業衛生専門家会議)
		ない」という信頼できる試験結果が得	- ハこさずい(水画産業間工等)がム磁デーにおいても、ヒトに対する発がん性の評
		られた場合は、「変異原性が認められ	一個が定まっていないところである。
		る」とされる化学物質のリストから削	[厚生労働省]
		除できる制度をつくるべきである。	「存土が倒日」
		ができる時度とうくるべきである。	
		(再意見)	 (再対処方針)
		(丹息兄) 1. 下記の2点から、変異原性のある	(円対処力車) 1 労働安全衛生法第 5 7 条の 5 に基
		としてリストされた物質を、より信頼	「刃歯女主衛主な弟」/ 赤のって墨 づいて実施している『微生物を用いる
		COC9人下C11に物質を、より信頼 性の高いデータが有用になった場合	
		は、リストより削除するプロセスが必	支兵原住武殿(王体外(<i>III VIII 0))</i> と『ほ乳類培養細胞を用いる染色体異
		は、サストより削除するプロセスが必 要と考える。	C は乳類塩食細胞を用いる米色体質 常試験(in vitro)』は、がん原性の疑い
		1	
		(1)厚生労働省の対処方針について、	のある物質を洗い出す(スクリーニン

番号 案件名 問題提起内容 所管省庁における対処方針 /p3503、遺伝毒性試験に関するOEC り、この2種類の試験で強度の変異原 Dテストガイドラインの序論及び試験 性が認められた物質については、労働 の選択と適用の手引き」に「・上記の 者の健康障害を予防するという見地 ように、 in vitro の試験に関するプ から、当該物質の周知及び製造又は取 ロトコールは、試験の構成上妥協して り扱う場合の措置について指導を行 うものである。 いる点があるが、実際には、これらの 上記のように、本制度は当該物質を プロトコールを使ってほとんどの化学 取り扱うこととなる労働者の健康障 物質について信頼できる結果を得るこ とができる」との内容があり、対処方 害を防止するため、行政的な措置が必 針と同様の内容を示していると考えら 要か否かを判断するためにできるだ れるが、その後に「しかし、結果の解 け多くのがん原性の疑いのある化学 釈に関して、化学物質の構造が及ぼす 物質を調査することを目的とし、簡便 影響に注意を払うことがその化学物質 な試験手法によりがん原性のスクリ に関する試験のプロトコールが適正で ーニングを行っているものである。 あることを決定するうえで重要な要因 また、上記の2種類の試験方法の組 となる」との記載もあり、一律にすべ み合わせについては、「毒性試験に関 ての化学物質の変異原性を調べるプロ するOECDテストガイドラインの トコールとして in vitro 試験のみでガ 序論及び試験の選択と適用の手引き」 イドライン化することはこの記述から においても、ほとんどの潜在的な変異 考えると無理があると思われる。 原物質や遺伝毒性を示す発がん物質 (2)同書中、「6.実際に試験をどのよう を検出できる組み合わせとして支持 に用いるか?」については「一般に用 されている旨の記載がある。 いられている変異原性試験の数がたく なお、変異原性試験の用い方につい さんあるので、化学物質を試験する方 ては、問題提起者が引用した「遺伝毒 性試験に関するOECDガイドライ 法の用い方についていろいろな体系が 発展してきた。これらは便宜上2群に ン序論および試験の選択と適用の手 わけられる。すなわち、連続的または 引き」の「6.実際に試験をどのよう に用いるか?」に記述があるが、がん 段階的方法およびあらかじめ決めた組 み合わせ法である。段階的方法は、論 原性の疑いのある物質を調査し、労働 理的な試験の配列から成り立ってお 者への健康障害を予防するという観 り、通常2ないし3つの in vitro 試験 点からは、上記の2種類の in vitro の で始まり、第2段階で in vitro そして 試験によって変異原性が認められた /または in vivo の試験を行うが、いず 化学物質について、これら以外の生体 れを選ぶかは、多くの場合、最初の試 内 (in vivo)の変異原性試験の結果 験の結果によって決定される。第2の をもってその取扱を変更することは、 方法は、事前に決められた、平行して ヒトに対する発がん性がないことの 行われる in vitro および in vivo の 確かな立証が得られておらず、またW 試験の組み合わせから成り立ってい HOのIARC(国際がん研究機構) る。これらの試験から得られた基礎資 やACGIH(米国産業衛生専門家会 料はすべて総括的に考察される。いず 議)において、ヒトに対する発がん性 れの場合でも変異原性試験の結果は、 の評価が定まっていない状況におい 他の毒性試験や薬物動態学的研究から てはできないと考えている。 得られたデータを合わせ考察されなけ 動物試験によりがん原性が認めら ればならない」との記載があり、段階 れた物質については、ヒトに対する発 的に試験を実施し、総括的に考察され がん性のおそれが否定できないこと ることとなっており、我々が今回提起 から、専門家による意見を踏まえ、労 した「「変異原性が認められる」とされ 働安全衛生法第28条の規定により、 た化学物質であっても、その後、国内 当該物質をがんその他の重度の健康 外を問わず、in vivo 試験により、変 障害を労働者に生ずるおそれがある

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		異原性がないという、信頼できる試験	ものとして定め、当該化学物質による
		結果が得られた場合は、「変異原性が認	労働者の健康障害を防止するための
		められる」とされる化学物質のリスト	指針を公表しているところである。
		から削除する制度をつくるべきであ	3 厚生労働省では、微生物を用いる変
		る」といった段階を経て考察をする内	異原性試験及びほ乳類培養細胞を用
		容に合うものであり、我々の提起内容	いる染色体異常試験を行った物質を
		の方がOECDのガイドラインに沿っ	含め、専門家による意見を踏まえ、内
		たものであると思われる。そのため、	外の文献等から有害性の高いと思わ
		再度、制度の見直しをご検討いただき	れる物質について、動物を用いたがん
		たい。	原性試験、生殖発生毒性試験を実施し
		2. 厚生労働省からの回答中、「ヒトに	ており、化学物質に関する有害性のデ
		対する発がん性がないことの確かな立	ータの集積に努めるとともに、その結
		証が得られない限りできないと考えて	果に基づき化学物質による労働者の
		いる。」に関して、厚生労働省では多く	健康障害を防止するための指針を定
		の化学物質について、多くの動物で行	める等の措置を講じているところで
		われた、発がん性試験の結果について	ある。
		どの様な位置付けをされているのか。	
		3. すべての変異原性のある物質とし	(現在の検討状況)
		てリストされた化学物質のテスト結果	問題提起者において検討中。
		の信頼性を高めるために、厚生労働省	
		ではどの様な努力をされているのか。	
		例えば、in vivo での試験の実施や発	
		表されてきている信頼性の高い、有用	
		な情報の入手とそのレビューはされて	
		いるのか。さらに、既にさまざまな形	
		(リストになっている等)で発表され	
		ている物質の評価について、そのリス	
		トから削除する等の措置は一切とられ	
		ていないのか。	